

消 防 予 第 4 1 2 号
平成 2 6 年 1 0 月 1 6 日

各 都 道 府 県 知 事 }
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

消 防 庁 次 長

消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成 2 6 年政令第 3 3 3 号。以下「改正令」という。）、消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成 2 6 年総務省令第 8 0 号。以下「改正規則」という。）、火災通報装置の基準の一部を改正する件（平成 2 6 年消防庁告示第 2 4 号。以下「火災通報装置基準告示」という。）、加圧送水装置の基準の一部を改正する件（平成 2 6 年消防庁告示第 2 5 号。以下「加圧送水装置基準告示」という。）及び屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準の一部を改正する件（平成 2 6 年消防庁告示第 2 6 号。以下「屋内消火栓等基準告示」という。）が平成 2 6 年 1 0 月 1 6 日に公布されました。

今回の改正は、有床診療所における最近の火災の事例等に鑑み、病院、有床診療所等についてスプリンクラー設備等の設置を行わなければならない施設の範囲を拡大するとともに、消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、動力消防ポンプ設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準の整備を行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 改正令に関する事項

1 消火器具の設置基準の見直し

消火器具を設置しなければならない防火対象物又はその部分として、改正令による改正後の消防法施行令（昭和 3 6 年政令第 3 7 号。以下「令」という。）別表第 1（6）項イ（1）から（3）までに掲げる防火対象物で延べ面積が 150 m²未満のものを追加したこと。（令第 1 0 条第 1 項第 1 号関係）

2 屋内消火栓設備及び動力消防ポンプ設備の設置基準の見直し

- (1) 改正令による改正前の消防法施行令第12条第1項第1号に掲げる防火対象物については、主要構造部を耐火構造としたもの等であっても、延べ面積1,000㎡以上のものに屋内消火栓設備を設置しなければならないこととされていたが、主要構造部を耐火構造としたもの等で延べ面積が1,000㎡に令第12条第2項第3号の2の総務省令で定める部分の床面積の合計を加えた数値未満のものには、原則として、屋内消火栓設備の設置を要しないこととしたこと。（令第11条第2項関係）
- (2) 令第12条第1項第1号に追加された令別表第1（6）項イ（1）及び（2）に掲げる防火対象物については、主要構造部を耐火構造としたもの等であっても、延べ面積が1,000㎡に令第12条第2項第3号の2の総務省令で定める部分の床面積の合計を加えた数値以上のものに屋内消火栓設備を設置しなければならないこととしたこと。（令第11条第2項関係）
- (3) 令第11条第2項の規定は、動力消防ポンプ設備について準用すること。（令第20条第2項関係）

3 スプリンクラー設備の設置基準の見直し

- (1) スプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分として、次に掲げるもの（①、②及び④にあっては、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造を有するものを除く。）を追加したこと。
 - ① 令別表第1（6）項イ（1）に掲げる防火対象物のうち、令第12条第1項第4号に規定する総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が3,000㎡未満のもの又は平屋建のもの（令第12条第1項第1号関係）
 - ② 令別表第1（6）項イ（2）に掲げる防火対象物のうち、令第12条第1項第4号に規定する総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が6,000㎡未満のもの又は平屋建のもの（令第12条第1項第1号関係）
 - ③ 令別表第1（6）項イ（3）に掲げる防火対象物のうち、平屋建以外のもので、総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が3,000㎡以上6,000㎡未満のもの（令第12条第1項第4号関係）
 - ④ 令別表第1（16の2）項に掲げる防火対象物（延べ面積が1,000㎡以上のものを除く。）の部分で同表（6）項イ（1）又は（2）に掲げる防火対象物の用途に供されるもの（令第12条第1項第9号関係）
- (2) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置基準の見直し
 - ① 特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができる防火対象物又はその部分に、令第12条第1項第1号及び第9号に掲げる防火対象物又はその部分のうち、延べ面積が1,000㎡以上で、防火上有効な措置が講じられた構造を有するものとして総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計（第二において「基準面積」という。）が1,000㎡未満のものを追加したこと。（令第12条第2項第3号の2関係）
 - ② 特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができる防火対象物又

はその部分に、令第12条第1項第1号及び第9号に追加された令別表第1(6)項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物並びに同表(16の2)項に掲げる防火対象物(延べ面積が1,000㎡以上のものを除く。)の部分のうち同表(6)項イ(1)又は(2)に掲げる防火対象物の用途に供されるものを追加したこと。(令第12条第2項第3号の2関係)

4 消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準の見直し

消防機関へ通報する火災報知設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分として、令別表第1(6)項イ(1)から(3)までに掲げる防火対象物で延べ面積が500㎡未満のものを追加したこと。(令第23条第1項第1号関係)

5 防火対象物の用途区分の見直し

改正令による改正前の消防法施行令別表第1(6)項イに規定されている病院、診療所又は助産所を次のように分類して規定したこと。(令別表第1関係)

(1) 令別表第1(6)項イ(1)に掲げる防火対象物

次のいずれにも該当する病院(火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。)

(i) 診療科名中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。(2)(i)において同じ。)を有すること。

(ii) 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。

(2) 令別表第1(6)項イ(2)に掲げる防火対象物

次のいずれにも該当する診療所

(i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。

(ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。

(3) 令別表第1(6)項イ(3)に掲げる防火対象物

病院((1)に掲げるものを除く。)、有床診療所((2)に掲げるものを除く。)

又は有床助産所

(4) 令別表第1(6)項イ(4)に掲げる防火対象物

無床診療所又は無床助産所

6 その他の事項

その他所要の規定の整備を図ることとしたこと。

第二 改正規則に関する事項

1 防火対象物の用途の指定

(1) 令別表第1(6)項イ(1)に規定する「火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるもの」は、次のいずれにも該当する体制を有する病院としたこと。(改正規則による)

改正後の消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第5条第3項関係）

- ① 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数が、病床数が26床以下のときは2、26床を超えるときは2に13床までを増すごとに1を加えた数を常時下回らない体制
 - ② 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員（宿直勤務を行わせる者を除く。）の数が、病床数が60床以下のときは2、60床を超えるときは2に60床までを増すごとに2を加えた数を常時下回らない体制
- (2) 令別表第1（6）項イ（1）（i）に規定する「総務省令で定める診療科名」は、次に掲げるもの以外のものとしたこと。（規則第5条第4項関係）
- ① 肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科
 - ② ①に掲げる診療科名と医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ（1）から（4）までに定める事項とを組み合わせた名称
 - ③ 歯科
 - ④ 歯科と医療法施行令第3条の2第1項第2号ロ（1）及び（2）に定める事項とを組み合わせた名称

2 スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の適用範囲の見直し

- (1) スプリンクラー設備を設置することを要しない火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造（以下「延焼抑制構造」という。）の基準のうち、令別表第1（6）項イ（1）及び（2）に掲げる防火対象物並びに同表（16）項イ及び（16の2）項に掲げる防火対象物（同表（6）項イ（1）又は（2）に掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。）についても適用することとしたこと。（規則第12条の2第1項及び第2項関係）
- (2) 延焼抑制構造については、延べ面積が1,000㎡未満の防火対象物に適用していた改正規則による改正前の消防法施行規則第12条の2第1項第1号の基準を基準面積が1,000㎡未満の防火対象物に、延べ面積が1,000㎡以上の防火対象物に適用していた同項第2号の基準を基準面積が1,000㎡以上の防火対象物に、それぞれ適用することとしたこと。（規則第12条の2第1項関係）

3 スプリンクラーヘッドを設けることを要しない部分の適用範囲の見直し

廊下、収納設備（2㎡未満のものに限る。）、脱衣所その他これらに類する場所にスプリンクラーヘッドを設けることを要しないとされる防火対象物について、令別表第1（6）項イ（1）及び（2）に掲げる防火対象物並びに同表（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物（同表（6）項イ（1）又は（2）に掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。）を追加するとともに、その適用範囲を基準面積が1,000㎡未満のものとしたこと。（規則第13条第3項第9号の2関係）

4 防火上有効な措置が講じられた構造を有する部分の指定

令第12条第2項第3号の2に規定する「総務省令で定める部分」は、次のいずれにも該当する部分（当該部分の床面積の合計は防火対象物の延べ面積の2分の1を上限とする。）としたこと。（規則第13条の5の2関係）

- (1) 規則第13条第3項第7号又は第8号に掲げる部分（手術室、レントゲン室等）であること。
- (2) 次のいずれかに該当する防火上の措置が講じられた部分であること。
 - ① 準耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、開口部に防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）を設けた部分
 - ② 不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）で区画され、かつ、開口部に不燃材料で造られた戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものに限る。）を設けた部分であつて、当該部分に隣接する部分が、直接外気に開放されている廊下等を除き、全てスプリンクラー設備の有効範囲内に存するもの
- (3) 床面積が1,000㎡以上の地階若しくは無窓階又は床面積が1,500㎡以上の4階以上10階以下の階に存する部分でないこと。

5 消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準の見直し

- (1) 令別表第1（6）項イ（1）及び（2）に掲げる防火対象物並びに同表（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物（同表（6）項イ（1）又は（2）に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。（3）において同じ。）については、消防機関が存する建築物内にあるものを除き、消防機関からの距離が500m以内の場所にあるものについても消防機関へ通報する火災報知設備を設置しなければならないこととしたこと。（規則第25条第1項関係）
- (2) 消防機関へ通報する火災報知設備の電源を蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとることを要しない防火対象物に、令別表第1（6）項イ（1）から（3）までに掲げる防火対象物で延べ面積が500㎡未満のものを追加したこと。（規則第25条第3項第3号関係）
- (3) 消防機関へ通報する火災報知設備を自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動させることを要する防火対象物に、令別表第1（6）項イ（1）及び（2）に掲げる防火対象物並びに同表（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物を追加したこと。（規則第25条第3項第4号及び第4項第4号関係）

6 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令に関する事項

令別表第1（6）項イを（1）から（4）までに分類して規定したことに伴い、必要な規定の整備を図ることとしたこと。（特定小規模施設における必要とされる

防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第2条関係)

7 その他

その他所要の規定の整備を図ることとしたこと。

第三 火災通報装置基準告示に関する事項

特定火災通報装置を設置することができる防火対象物に、令別表第1(6)項イ(1)から(3)までに掲げる防火対象物で延べ面積が500㎡未満のものを追加したほか、火災通報装置を自動火災報知設備と連動させる場合の構造、性能等の基準を定めたこと。(火災通報装置基準告示関係)

第四 加圧送水装置基準告示及び屋内消火栓等基準告示に関する事項

改正令及び改正規則による消防法施行令及び消防法施行規則の改正に伴い、必要な規定の整備を図ることとしたこと。(加圧送水装置基準告示及び屋内消火栓等基準告示関係)

第五 施行期日等に関する事項

1 施行期日に関する事項

(1) 改正令の施行期日

改正令は平成28年4月1日から施行することとしたこと。ただし、次に掲げる事項は、次に定める日から施行することとしたこと。(改正令附則第1条関係)

① 第一2(1)及び3(2)①並びに第五2(3) 平成27年3月1日

② 第五3(1) 公布の日(平成26年10月16日)

(2) 改正規則の施行期日

改正規則は、平成28年4月1日から施行することとしたこと。ただし、次に掲げる事項は、次に定める日から施行することとしたこと。(改正規則附則第1条関係)

① 第二2(2)、3の一部、4及び7の一部並びに第五2(6) 平成27年3月1日

② 第五3(2) 公布の日(平成26年10月16日)

(3) 火災通報装置基準告示の施行期日

平成27年4月1日から施行することとしたこと。(火災通報装置基準告示関係)

(4) 加圧送水装置基準告示及び屋内消火栓等基準告示の施行期日

平成27年3月1日から施行することとしたこと。(加圧送水装置基準告示及び屋内消火栓等基準告示関係)

2 経過措置に関する事項

(1) 改正令の施行の際、現に存する令別表第1(6)項イ(1)から(3)まで、(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物(同表(16)項イに掲げる防火対象物にあっては、同表(6)項イ(1)から(3)までのいずれかに掲げる

- 防火対象物の用途に供される部分に限り、同表（１６の２）項に掲げる防火対象物にあっては、同表（６）項イ（１）又は（２）に掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。以下(1)において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表（６）項イ（１）から（３）まで、（１６）項イ及び（１６の２）項に掲げる防火対象物における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び動力消防ポンプ設備のうち令の規定に適合しないものに係る技術上の基準については、平成３７年６月３０日又は当該規定に適合した日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例によることとしたこと。（改正令附則第２条第１項関係）
- (2) 改正令の施行の際、現に存する令別表第１（６）項イ（１）から（３）まで及び（１６）項イに掲げる防火対象物（同表（１６）項イに掲げる防火対象物にあっては、同表（６）項イ（１）から（３）までのいずれかに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。以下(2)において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表（６）項イ（１）から（３）まで及び（１６）項イに掲げる防火対象物における消防機関へ通報する火災報知設備に係る技術上の基準については、平成３１年３月３１日までの間は、なお従前の例によることとしたこと。（改正令附則第２条第２項関係）
- (3) 第一２(1)及び３(2)①の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとしたこと。（改正令附則第３条関係）
- (4) 第二２(2)の施行の際、現に存する令別表第１（６）項ロ、（１６）項イ及び（１６の２）項に掲げる防火対象物（同表（１６）項イ及び（１６の２）項に掲げる防火対象物にあっては、同表（６）項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。以下(4)において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表（６）項ロ、（１６）項イ及び（１６の２）項に掲げる防火対象物における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び動力消防ポンプ設備に係る技術上の基準については、平成３０年３月３１日までの間は、なお従前の例によることとしたこと。（改正規則附則第２条第１項関係）
- (5) 改正規則の施行の際、現に存する令別表第１（６）項イ（１）及び（２）、（１６）項イ、（１６の２）項並びに（１６の３）項に掲げる防火対象物（同表（１６）項イ、（１６の２）項及び（１６の３）項に掲げる防火対象物にあっては、同表（６）項イ（１）又は（２）の用途に供される部分が存するものに限り、同表（６）項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分を除く。以下(5)において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表（６）項イ（１）及び（２）、（１６）項イ、（１６の２）項並びに（１６の３）項に掲げる防火対象物における消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準については、平成３１年３月３１日までの間は、なお従前の例によることとしたこと。（改正規則附則第２条第２項関係）
- (6) 第二２(2)、３の一部、４及び７の一部の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとしたこと。（改正規則附則第３条関係）

3 その他の事項

- (1) 消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第88号）、消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号）、児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第300号）について、経過措置規定の適用関係の明確化等を図るため、所要の規定の整備を行ったこと。（改正令附則第4条、第5条及び第6条関係）
- (2) 消防法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第126号）について、経過措置規定の適用関係の明確化等を図るため、所要の規定の整備を行ったこと。（改正規則第4条関係）
- (3) 今回の改正令等の運用については、別途通知する予定であること。

政令第三百二十三号

消防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「(六)項ロ」を「(六)項イ(1)から(3)まで及びロ」に、「及び」を「並びに」に改め、同項第二号中「(六)項イ」を「(六)項イ(4)」に改める。

第十一条第二項中「千平方メートル」とし」を「当該三倍の数値又は千平方メートルに同条第二項第三号の二の総務省令で定める部分の床面積の合計を加えた数値のうち、いずれか小さい数値」とし」に、「千平方メートル」とする」を「当該二倍の数値又は千平方メートルに同条第二項第三号の二の総務省令で定める部分の床面積の合計を加えた数値のうち、いずれか小さい数値」とする」に改める。

第十二条第一項第一号中ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 別表第一(六)項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物

第十二条第一項第四号中「同表(四)項」の下に「及び(六)項イ(1)から(3)まで」を加え、「及び同表(六)項イに掲

げる防火対象物のうち病院」を削り、同項第九号中「同表(六)項ロ」を「同表(六)項イ(1)若しくは(2)又はロ」に改め、同条第二項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 特定施設水道連結型スプリンクラー設備（スプリンクラー設備のうち、その水源として、水道の用に供する水管を当該スプリンクラー設備に連結したものであつて、次号に規定する水量を貯留するための施設を有しないものをいう。以下この項において同じ。）は、前項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分のうち、防火上有効な措置が講じられた構造を有するものとして総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が千平方メートル未満のものに限り、設置することができること。

第十二条第二項第四号本文中「スプリンクラー設備」の下に「（特定施設水道連結型スプリンクラー設備を除く。）」を、「水源として、」の下に「防火対象物の用途、構造若しくは規模又は」を加え、同号ただし書を削り、同項第五号中「スプリンクラー設備は、」の下に「防火対象物の用途、構造若しくは規模又は」を加え、同項第六号本文中「スプリンクラー設備」の下に「（総務省令で定める特定施設水道連結型スプリンクラー設備を除く。）」を加え、同号ただし書を削る。

第二十一条第一項第一号イ中「(六)項ロ」を「(六)項イ(1)から(3)まで及びロ」に、「及び」を「並びに」に改

め、同号口中「別表第一(六)項イ及びハ」を「別表第一(六)項ハ」に改め、同項第三号イ中「(六)項ニ」を「(六)項イ(4)及びニ」に、「及び」を「並びに」に改め、同号口中「別表第一(六)項イ及びハ」を「別表第一(六)項ハ」に改め、同項第九号イ中「及び(六)項ロ」を「並びに(六)項イ(1)から(3)まで及びロ」に改め、同号口中「別表第一(六)項イ及びハ」を「別表第一(六)項ハ」に改める。

第二十三条第一項第一号中「別表第一(六)項ロ」を「別表第一(六)項イ(1)から(3)まで及びロ」に、「及び」を「並びに」に改め、同項第二号中「(六)項イ」を「(六)項イ(4)」に改め、同条第三項中「別表第一(六)項ロ」を「別表第一(六)項イ(1)から(3)まで及びロ」に、「(六)項イ」を「(六)項イ(4)」に改める。

第三十五条第一項第一号イ中「及び(六)項ロ」を「並びに(六)項イ(1)から(3)まで及びロ」に改め、同号口中「別表第一(六)項イ及びハ」を「別表第一(六)項ハ」に改め、同項第二号中「(六)項イ」を「(六)項イ(4)」に改める。

別表第一(六)項イを次のように改める。

イ 次に掲げる防火対象物

- (1) 次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができるとして総務省令で定めるものを除く。）

- (i) 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。(2)(i)において同じ。）を有すること。
 - (ii) 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床又は同項第五号に規定する一般病床を有すること。
- (2) 次のいずれにも該当する診療所
- (i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。
 - (ii) 四人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
- (3) 病院（(1)に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（(2)に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所
- (4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に

定める日から施行する。

一 附則第四条から第六条までの規定 公布の日

二 第十一条第二項及び第十二条第二項の改正規定並びに附則第三条の規定 平成二十七年三月一日

(経過措置)

第二条 この政令の施行の際、現に存するこの政令による改正後の消防法施行令（以下「新令」という。）

別表第一(六)項イ(1)から(3)まで、(㊦)項イ及び(㊧)項に掲げる防火対象物（同表(㊦)項イに掲げる防火対象物にあつては同表(六)項イ(1)から(3)までのいずれかに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限り、同表(㊧)項に掲げる防火対象物にあつては同表(六)項イ(1)又は(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。

以下この項において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項イ(1)から(3)まで、(㊦)項イ及び(㊧)項に掲げる防火対象物における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び動力消防ポンプ設備のうち、新令第十一条第二項（新令第二十条第二項において準用する場合を含む。

以下この項において同じ。）並びに第十二条第一項第一号、第四号及び第九号の規定に適合しないもの（以下この項において「特定基準不適合設備」という。）に係る技術上の基準については、これらの規定に

かかわらず、平成三十七年六月三十日（同日前に特定基準不適合設備が新令第十一条第二項並びに第十二条第一項第一号、第四号及び第九号の規定に適合することとなった場合にあつては、当該適合することとなった日）までの間は、なお従前の例による。

2 この政令の施行の際、現に存する新令別表第一(六)項イ(1)から(3)まで及び(七)項イに掲げる防火対象物（同項イに掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項イ(1)から(3)までのいずれかに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。以下この項において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項イ(1)から(3)まで及び(七)項イに掲げる防火対象物における消防機関へ通報する火災報知設備に係る技術上の基準については、新令第二十三条第一項第一号の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

第三条 附則第一条第二号に掲げる改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（消防法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第四条 消防法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第八十八号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「(六)項」を「(六)項」に改め、「以下」の下に「この項において」を加え、「第十條、第二十二條及び第二十六條」を「第十條第一項第一号、第四号及び第五号、第二十二條第一項第六号及び第七号並びに第二十六條第一項第一号及び第二号」に改め、同條第二項中「防火対象物並びに」を「防火対象物（同表(六)項ハに掲げる防火対象物にあつては保育所を除き、同表(六)項イ及び(六)項に掲げる防火対象物にあつては同表(六)項ロに掲げる防火対象物又は同項ハに掲げる防火対象物（保育所を除く。）の用途に供される部分に限る。以下この項において同じ。）並びに」に改め、「スプリンクラー設備」の下に「、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備」を加え、「及び避難器具」を「、避難器具、消防用水及び連結散水設備」に、「第十一條、第十二條、第二十一條、第二十一條の二及び第二十三條から第二十五条まで」を「第十一條第一項第二号及び第六号並びに第二項（新令第二十条第二項において準用する場合を含む。）、第十二條第一項第一号、第四号及び第九号並びに第二項第二号、第十九條第一項、第二十条第一項第一号（新令第十一條第一項第二号及び第六号に係る部分に限る。）及び第二号並びに第三項、第二十一條第一項第一号及び第九号、第二十一條の二第一項第四号、第二十三條第一項第一号（同表(六)項ロに掲げる防火対象物に係る部分に限る。）及び第二号、第二十四條第三項第四号、第二十五條第一項第一

号、第二十七条第一項第一号並びに第二十八条の二第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際、現に存する新令別表第一(六)項ロ及びハ並びに(共)項イに掲げる防火対象物(同表(六)項ハに掲げる防火対象物にあつては保育所を除き、同表(共)項イに掲げる防火対象物にあつては同表(六)項ロに掲げる防火対象物又は同項ハに掲げる防火対象物(保育所を除く。)の用途に供される部分に限る。以下この項において同じ。)並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項ロ及びハ並びに(共)項イに掲げる防火対象物における消火器、簡易消火用具及び漏電火災警報器に係る技術上の基準については、新令第十条第一項第二号及び第二十二条第一項第三号の規定にかかわらず、平成二十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

附則第五条に次の一項を加える。

4 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際、現に存する新令別表第一(六)項ロ及びハ、(共)項イ並びに(共)項ロに掲げる防火対象物(同表(共)項イ及び(共)項ロに掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロ又はハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。以下この項において同じ。)並びに現に

新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項ロ及びハ、(七)項イ並びに(八)(九)項に掲げる防火対象物における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報設備及び避難器具に係る技術上の基準については、新令第十一条第一項第五号、第十二条第一項第三号、第七号、第八号、第十号及び第十一号、第十三条第一項、第二十条第一項第一号（新令第十一条第一項第五号に係る部分に限る。）、第二十一条第一項第三号、第五号、第七号、第八号、第十号、第十一号、第十三号及び第十五号、第二十一条の二第一項第二号、第三号及び第五号、第二十三条第一項第一号（同表(六)(九)項に掲げる防火対象物に係る部分に限る。）、第二十四条第二項第二号及び第三項第一号から第三号まで並びに第二十五条第一項第五号及び第二項第一号の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

第五条 消防法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「が存するもの」を削り、「第十二条」を「第十二条第一項第一号」に改め、同条第二項中「が存するもの」を削り、「第二十一条」を「第二十一条第一項第一号及び第九号」に改める。

(児童福祉法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

第六条 児童福祉法施行令等の一部を改正する政令(平成二十六年政令第三百号)の一部を次のように改正する。

附則第四条中「防火対象物であつて」を「防火対象物(同表(六)項ハ(3)に掲げる)」に、「が存するもの」を「に限る。」に改め、「屋外消火栓設備」の下に「動力消防ポンプ設備、ガス漏れ火災警報設備」を加え、「及び避難器具」を「避難器具、消防用水及び連結散水設備」に、「第十一条、第十二条、第十九条及び第二十二條から第二十五條まで」を「第十一条第一項第二号及び第六号、第十二条第一項第四号、第十九条第一項、第二十条第一項第一号(同令第十一条第一項第二号及び第六号に係る部分に限る。及び第二号並びに第三項、第二十一条の二第一項第四号、第二十二条第一項第三号、第二十三条第一項第二号、第二十四条第三項第四号、第二十五条第一項第一号、第二十七条第一項第一号並びに第二十八条の二第一項」に改める。

理由

有床診療所における最近の火災の事例等に鑑み、スプリンクラー設備等の設置を行わなければならない防火対象物の範囲を拡大する等の必要があるからである。

消防法施行令の一部を改正する政令 新旧対照表

○ 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（消火器具に関する基準）</p> <p>第十条 消火器又は簡易消火用具（以下「消火器具」という。）は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。</p> <p>一 別表第一(一)項イ、(二)項、(六)項イ(1)から(3)まで及びロ、(共)項、(共)項、(共)項並びに(共)項に掲げる防火対象物</p> <p>二 別表第一(一)項ロ、(三)項から(五)項まで、(六)項イ(4)、ハ及びニ、(九)項並びに(共)項から(共)項までに掲げる防火対象物で、延べ面積が百五十平方メートル以上のもの</p> <p>三(五) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>（屋内消火栓設備に関する基準）</p> <p>第十一条 屋内消火栓設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 別表第一(二)項から(十)項まで、(共)項及び(共)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が七百平方メートル以上のもの</p>	<p>（消火器具に関する基準）</p> <p>第十条 消火器又は簡易消火用具（以下「消火器具」という。）は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。</p> <p>一 別表第一(一)項イ、(二)項、(六)項ロ、(共)項、(共)項及び(共)項に掲げる防火対象物</p> <p>二 別表第一(一)項ロ、(三)項から(五)項まで、(六)項イ、ハ及びニ、(九)項並びに(共)項から(共)項までに掲げる防火対象物で、延べ面積が百五十平方メートル以上のもの</p> <p>三(五) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>（屋内消火栓設備に関する基準）</p> <p>第十一条 屋内消火栓設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 別表第一(二)項から(十)項まで、(共)項及び(共)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が七百平方メートル以上のもの</p>

三〇六 (略)

2 前項の規定の適用については、同項各号(第五号を除く。)に掲げる防火対象物又はその部分の延べ面積又は床面積の数值は、主要構造部(建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部をいう。以下同じ。)を耐火構造とし、かつ、壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根。以下この項において同じ。)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この項において同じ。)の仕上げを難燃材料(建築基準法施行令第一条第六号に規定する難燃材料をいう。以下この項において同じ。)とした防火対象物にあつては当該数值の三倍の数值(次条第一項第一号に掲げる防火対象物について前項第二号の規定を適用する場合にあつては、当該三倍の数值又は千平方メートルに同条第二項第三号の二の総務省令で定める部分の床面積の合計を加えた数值のうち、いずれか小さい数值)とし、主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては当該数值の二倍の数值(次条第一項第一号に掲げる防火対象物について前項第二号の規定を適用する場合にあつては、当該二倍の数值又は千平方メートルに同条第二項第三号の二の総務省令で定める部分の床面積の合計を加えた数值のうち、いずれか小さい数值)とする。

三〇六 (略)

2 前項の規定の適用については、同項各号(第五号を除く。)に掲げる防火対象物又はその部分の延べ面積又は床面積の数值は、主要構造部(建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部をいう。以下同じ。)を耐火構造とし、かつ、壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根。以下この項において同じ。)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この項において同じ。)の仕上げを難燃材料(建築基準法施行令第一条第六号に規定する難燃材料をいう。以下この項において同じ。)とした防火対象物にあつては当該数值の三倍の数值(次条第一項第一号に掲げる防火対象物について前項第二号の規定を適用する場合にあつては、千平方メートルとし、主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては当該数值の二倍の数值(次条第一項第一号に掲げる防火対象物について前項第二号の規定を適用する場合にあつては、千平方メートル)とする。

(スプリンクラー設備に関する基準)

第十二条 スプリンクラー設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。

一 次に掲げる防火対象物(第三号及び第四号に掲げるものを除く。)で、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するもの以外のもの

イ 別表第一(六)項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項ロ(1)及び(3)に掲げる防火対象物

ハ 別表第一(六)項ロ(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物(介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの以外のものにあつては、延べ面積が二百七十五平方メートル以上のものに限る。)

二・三 (略)

四 別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項及び(九)項イに掲げる防火対象物(前号に掲げるものを除く。)のうち、平屋建以外の防火対象物で、総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が、同表(四)項及び(六)項イ(1)から(3)までに掲げる防火対象物

千平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては六千平方メートル以上のもの

(スプリンクラー設備に関する基準)

第十二条 スプリンクラー設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。

一 次に掲げる防火対象物(第三号及び第四号に掲げるものを除く。)で、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するもの以外のもの

(追加)

イ 別表第一(六)項ロ(1)及び(3)に掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項ロ(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物(介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの以外のものにあつては、延べ面積が二百七十五平方メートル以上のものに限る。)

二・三 (略)

四 別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項及び(九)項イに掲げる防火対象物(前号に掲げるものを除く。)のうち、平屋建以外の防火対象物で、総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が、同表(四)項

物及び同表(六)項イに掲げる防火対象物のうち病院にあつては三千平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては六千平方メートル以上のもの

五〇八（略）

九 別表第一(表)項に掲げる防火対象物（第六号に掲げるものを除く。）の部分のうち、同表(六)項イ(1)若しくは(2)又はロに掲げる防火対象物の用途に供されるもの（火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するものを除く。）

十〇十二（略）

2 前項に規定するもののほか、スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 スプリンクラーヘッドは、前項第二号に掲げる防火対象物にあつては舞台部に、同項第八号に掲げる防火対象物にあつては指定可燃物（可燃性液体類に係るものを除く。）を貯蔵し、又は取り扱う部分に、同項第一号、第三号、第四号、第六号、第七号及び第九号から第十二号までに掲げる防火対象物にあつては総務省令で定める部分に、それぞれ設けること。

二 スプリンクラーヘッドは、次に定めるところにより、設けること。

イ・ロ（略）

ハ 前項第一号、第五号から第七号まで及び第九号に掲げる防火対象物においては、総務省令で定める種別のスプリンクラーヘッドを、総務省令で定めるところにより、設けること。

三（略）

五〇八（略）

九 別表第一(表)項に掲げる防火対象物（第六号に掲げるものを除く。）の部分のうち、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供されるもの（火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するものを除く。）

十〇十二（略）

2 前項に規定するもののほか、スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 スプリンクラーヘッドは、前項第二号に掲げる防火対象物にあつては舞台部に、同項第八号に掲げる防火対象物にあつては指定可燃物（可燃性液体類に係るものを除く。）を貯蔵し、又は取り扱う部分に、同項第一号、第三号、第四号、第六号、第七号及び第九号から第十二号までに掲げる防火対象物にあつては総務省令で定める部分に、それぞれ設けること。

二 スプリンクラーヘッドは、次に定めるところにより、設けること。

イ・ロ（略）

ハ 前項第一号、第五号から第七号まで及び第九号に掲げる防火対象物においては、総務省令で定める種別のスプリンクラーヘッドを、総務省令で定めるところにより、設けること。

三（略）

三の二 特定施設水道連結型スプリンクラー設備（スプリンクラー設備のうち、その水源として、水道の用に供する水管を当該スプリンクラー設備に連結したものであつて、次号に規定する水量を貯留するための施設を有しないものをいう。以下この項において同じ。）は、前項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分のうち、防火上有効な措置が講じられた構造を有するものとして総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が千平方メートル未満のものに限り、設置することができること。

四 スプリンクラー設備（特定施設水道連結型スプリンクラー設備を除く。）には、その水源として、防火対象物の用途、構造若しくは規模又はスプリンクラーヘッドの種別に応じ総務省令で定めるところにより算出した量以上の量となる水量を貯留するための施設を設けること。

五 スプリンクラー設備は、防火対象物の用途、構造若しくは規模又はスプリンクラーヘッドの種別に応じ総務省令で定めるところにより放水することができる性能のものとする事。

（追加）

四 スプリンクラー設備

には、その水源として、スプリンクラーヘッドの種別に応じ総務省令で定めるところにより算出した量以上の量となる水量を貯留するための施設を設けること。ただし、前項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で延べ面積が千平方メートル未満のものに設置されるスプリンクラー設備のうち、当該スプリンクラー設備に使用する配管が水道の用に供する水管に連結されたもの（以下「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」という。）については、この限りでない。

五 スプリンクラー設備は、スプリンクラーヘッドの種別に応じ総務省令で定めるところにより放水することができる性能のものとする事。

六 スプリンクラー設備（総務省令で定める特定施設水道連結型スプリンクラー設備を除く。）には、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に、水源に連結する加圧送水装置を設けること。

七・八 （略）

三・四 （略）

（自動火災報知設備に関する基準）

第二十一条 自動火災報知設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。

一 次に掲げる防火対象物

イ 別表第一(二)項ニ、(五)項イ、(六)項イ(1)から(3)まで及びロ、(七)項ロ並びに(七)項に掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項ハ に掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

二 （略）

三 次に掲げる防火対象物で、延べ面積が三百平方メートル以上のもの

イ 別表第一(一)項、(二)項イからハまで、(三)項、(四)項、(六)項イ(4)及びニ、(七)項イ並びに(七)項に掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項ハ に掲げる防火対象物（利用者を入居

六 スプリンクラー設備

には、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に、水源に連結する加圧送水装置を設けること。ただし、特定施設水道連結型スプリンクラー設備については、この限りでない。

七・八 （略）

三・四 （略）

（自動火災報知設備に関する基準）

第二十一条 自動火災報知設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。

一 次に掲げる防火対象物

イ 別表第一(二)項ニ、(五)項イ、(六)項ロ、(七)項ロ及び(七)項に掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

二 （略）

三 次に掲げる防火対象物で、延べ面積が三百平方メートル以上のもの

イ 別表第一(一)項、(二)項イからハまで、(三)項、(四)項、(六)項ニ、(七)項イ及び(七)項に掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居

させ、又は宿泊させるものを除く。）

四・五 (略)

六 別表第一(㊱)項及び(㊲)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が千平方メートル以上のもの

七 前各号に掲げる防火対象物以外の別表第一に掲げる防火対象物のうち、同表(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が二(当該階段が屋外に設けられ、又は総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合にあつては、一)以上設けられていないもの

八 前各号に掲げる防火対象物以外の別表第一に掲げる建築物その他の工作物で、指定可燃物を危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の五百倍以上貯蔵し、又は取り扱うもの

九 別表第一(㊱)項に掲げる防火対象物(第三号及び前二号に掲げるものを除く。)の部分で、次に掲げる防火対象物の用途に供されるもの

イ 別表第一(二)項ニ、(五)項イ並びに(六)項イ(1)から(3)まで及びロに掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項ハ に掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)

十(十五) (略)

させ、又は宿泊させるものを除く。）

四・五 (略)

六 別表第一(㊱)項及び(㊲)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が千平方メートル以上のもの

七 前各号に掲げる防火対象物以外の別表第一に掲げる防火対象物のうち、同表(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が二(当該階段が屋外に設けられ、又は総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合にあつては、一)以上設けられていないもの

八 前各号に掲げる防火対象物以外の別表第一に掲げる建築物その他の工作物で、指定可燃物を危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の五百倍以上貯蔵し、又は取り扱うもの

九 別表第一(㊱)項に掲げる防火対象物(第三号及び前二号に掲げるものを除く。)の部分で、次に掲げる防火対象物の用途に供されるもの

イ 別表第一(二)項ニ、(五)項イ及び(六)項ロに掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)

十(十五) (略)

2・3 (略)

(消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準)

第二十三条 消防機関へ通報する火災報知設備は、次に掲げる防火対象物に設置するものとする。ただし、消防機関から著しく離れた場所その他総務省令で定める場所にある防火対象物にあつては、この限りでない。

一 別表第一(六)項イ(1)から(3)まで及びロ、(其②)項並びに(其③)項に掲げる防火対象物

二 別表第一(一)項、(二)項、(四)項、(五)項イ、(六)項イ(4)、ハ及びニ、(其)項並びに(其)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル以上のもの

三 (略)

2 (略)

3 第一項各号に掲げる防火対象物(同項第一号に掲げる防火対象物で別表第一(六)項イ(1)から(3)まで及びロに掲げるもの並びに第一項第二号に掲げる防火対象物で同表(五)項イ並びに(六)項イ(4)及びハに掲げるものを除く。)に消防機関へ常時通報することができる電話を設置したときは、第一項の規定にかかわらず、同項の火災報知設備を設置しないことができる。

(消防機関の検査を受けなければならない防火対象物等)

2・3 (略)

(消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準)

第二十三条 消防機関へ通報する火災報知設備は、次に掲げる防火対象物に設置するものとする。ただし、消防機関から著しく離れた場所その他総務省令で定める場所にある防火対象物にあつては、この限りでない。

一 別表第一(六)項ロ、(其②)項及び(其③)項に掲げる防火対象物

二 別表第一(一)項、(二)項、(四)項、(五)項イ、(六)項イ、ハ及びニ、(其)項並びに(其)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル以上のもの

三 (略)

2 (略)

3 第一項各号に掲げる防火対象物(同項第一号に掲げる防火対象物で別表第一(六)項ロに掲げるもの並びに第一項第二号に掲げる防火対象物で同表(五)項イ並びに(六)項イ及びハに掲げるものを除く。)に消防機関へ常時通報することができる電話を設置したときは、第一項の規定にかかわらず、同項の火災報知設備を設置しないことができる。

(消防機関の検査を受けなければならない防火対象物等)

第三十五条 法第十七条の三の二の政令で定める防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。

一 次に掲げる防火対象物

イ 別表第一(二)項ニ、(五)項イ並びに(六)項イ(1)から(3)まで及びロに掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項ハ に掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

ハ 別表第一(㉑)項イ、(㉒)項及び(㉓)項に掲げる防火対象物（イ又はロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）

二 別表第一(一)項、(二)項イからハまで、(三)項、(四)項、(六)項イ(4)、ハ及びニ、(九)項イ、(㉑)項イ、(㉒)項並びに(㉓)項に掲げる防火対象物（前号ロ及びハに掲げるものを除く。）で、延べ面積が三百平方メートル以上のもの

三・四 (略)

2 (略)

別表第一（第一条の二―第三条、第四条の二―第四条の三、第六条、第九条―第十四条、第十九条、第二十一条―第二十九条の三、第三十一条、第三十四条、第三十四条の二、第三十四条の四―第三十六条関係）

(一)～(五) (略)

第三十五条 法第十七条の三の二の政令で定める防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。

一 次に掲げる防火対象物

イ 別表第一(二)項ニ、(五)項イ及び(六)項ロに掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

ハ 別表第一(㉑)項イ、(㉒)項及び(㉓)項に掲げる防火対象物（イ又はロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）

二 別表第一(一)項、(二)項イからハまで、(三)項、(四)項、(六)項イ、ハ及びニ、(九)項イ、(㉑)項イ、(㉒)項並びに(㉓)項に掲げる防火対象物（前号ロ及びハに掲げるものを除く。）で、延べ面積が三百平方メートル以上のもの

三・四 (略)

2 (略)

別表第一（第一条の二―第三条、第四条の二―第四条の三、第六条、第九条―第十四条、第十九条、第二十一条―第二十九条の三、第三十一条、第三十四条、第三十四条の二、第三十四条の四―第三十六条関係）

(一)～(五) (略)

(六)

イ 次に掲げる防火対象物

- (1) 次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。）
 - (i) 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。(2)(i)において同じ。)を有すること。
 - (ii) 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床又は同項第五号に規定する一般病床を有すること。
- (2) 次のいずれにも該当する診療所
 - (i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。
 - (ii) 四人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
- (3) 病院（(1)に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（(2)に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所
- (4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所

ロ
ㄱ
ニ
（略）

(六)

イ 病院、診療所又は助産所

ロ
ㄱ
ニ
（略）

備考
(略)

(七)
(甲)
(略)

備考
(略)

(七)
(甲)
(略)

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（防火対象物の用途の改正に伴う経過措置）</p> <p>第五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際、現に存する新令別表第一(六)項ロ及びハ、(㊦)項イ並びに(㊧)項に掲げる防火対象物（同表(㊦)項イ及び(㊧)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロ又はハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。以下この項において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項ロ及びハ、(㊦)項イ並びに(㊧)項に掲げる防火対象物における消火器、簡易消火用具、漏電火災警報器及び誘導灯に係る技術上の基準については、新令第十条第一項第一号、第四号及び第五号、第二十二條第一項第六号及び第七号並びに第二十六條第一項第一号及び第二号の規定にかかわらず、平成二十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際、現に存する新令別表第一(六)項ロ及びハ並びに(㊦)項イに掲げる防火対象物（同表(六)項ハに掲げる防火対象物にあつては保育所を除き、同表(㊦)項イに掲げる防火対象物にあつては同表(六)項ロに掲げる防火対象物又は同</p>	<p>附 則</p> <p>（防火対象物の用途の改正に伴う経過措置）</p> <p>第五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際、現に存する新令別表第一(六)項ロ及びハ、(㊦)項イ並びに(㊧)項に掲げる防火対象物（同表(㊦)項イ及び(㊧)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロ又はハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。以下 ー 同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項ロ及びハ、(㊦)項イ並びに(㊧)項に掲げる防火対象物における消火器、簡易消火用具、漏電火災警報器及び誘導灯に係る技術上の基準については、新令第十条、第二十二條及び第二十六條</p> <p>の規定にかかわらず、平成二十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>（追加）</p>

項ハに掲げる防火対象物（保育所を除く。）の用途に供される部分に限る。以下この項において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項ロ及びハ並びに(イ)項イに掲げる防火対象物における消火器、簡易消火用具及び漏電火災警報器に係る技術上の基準については、新令第十条第一項第二号及び第二十二條第一項第三号の規定にかかわらず、平成二十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3

附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際、現に存する新令別表第一(六)項ロ及びハ、(イ)項イ並びに(イ)項イに掲げる防火対象物（同表(六)項ハに掲げる防火対象物にあつては保育所を除き、同表(イ)項イ及び(イ)項イに掲げる防火対象物にあつては同表(六)項ロに掲げる防火対象物又は同項ハに掲げる防火対象物（保育所を除く。）の用途に供される部分に限る。以下この項において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項ロ及びハ、(イ)項イ並びに(イ)項イに掲げる防火対象物における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報設備、避難器具、消防用水及び連結散水設備に係る技術上の基準については、新令第十条第一項第二号及び第六号並びに第二項（新令第二十条第二項において準用する場合を含む。）、第十二條第一項第一号、第四号及び第九号並びに第二項第二号、第十九條第一項、第二十条第

2

附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際、現に存する新令別表第一(六)項ロ及びハ、(イ)項イ並びに(イ)項イに掲げる防火対象物並びに

現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中的同表(六)項ロ及びハ、(イ)項イ並びに(イ)項イに掲げる防火対象物における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備

、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報設備及び避難器具

に係る技術上の基準については、新令第十条、第十二條、第二十一条、第二十一条の二及び第二十三条から第二十五条まで

一項第一号（新令第十一条第一項第二号及び第六号に係る部分に限る。）及び第二号並びに第三項、第二十一条第一項第一号及び第九号、第二十一条の二第二項第四号、第二十三条第一項第一号（同表(六)項ロに掲げる防火対象物に係る部分に限る。）及び第二号、第二十四条第三項第四号、第二十五条第一項第一号、第二十七号第一項第一号並びに第二十八条の二第一項の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

4

附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際、現に存する新令別表第一(六)項ロ及びハ、(七)項イ並びに(八)項に掲げる防火対象物（同表(七)項イ及び(八)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロ又はハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。以下この項において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項ロ及びハ、(七)項イ並びに(八)項に掲げる防火対象物における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報設備及び避難器具に係る技術上の基準については、新令第十一条第一項第五号、第十二条第一項第三号、第七号、第八号、第十号及び第十一号、第十三条第一項、第二十条第一項第一号（新令第十一条第一項第五号に係る部分に

(追加)

の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

限る。)、第二十一条第一項第三号、第五号、第七号、第八号、第十号、第十一号、第十三号及び第十五号、第二十一条の二第一項第二号、第三号及び第五号、第二十三条第一項第一号(同表(注)項に掲げる防火対象物に係る部分に限る。)、第二十四条第二項第二号及び第三項第一号から第三号まで並びに第二十五条第一項第五号及び第二項第一号の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

改 正 案	現 行
<p>附 則 （経過措置）</p> <p>第三条 この政令の施行の際、現に存するこの政令による改正後の消防法施行令（以下「新令」という。）別表第一(六)項ロ及び(七)項イに掲げる防火対象物（同表(七)項イに掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分）に限る。以下この項において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項ロ及び(七)項イに掲げる防火対象物におけるスプリンクラー設備に係る技術上の基準については、新令第十二条第一項第一号の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>2 この政令の施行の際、現に存する新令別表第一(五)項イ、(六)項イ及びハ、(七)項イ並びに(八)項に掲げる防火対象物（同表(七)項イ及び(八)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(五)項イ又は(六)項イ若しくはハに掲げる防火対象物の用途に供される部分）に限る。以下この項において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(五)項イ、(六)項イ及</p>	<p>附 則 （経過措置）</p> <p>第三条 この政令の施行の際、現に存するこの政令による改正後の消防法施行令（以下「新令」という。）別表第一(六)項ロ及び(七)項イに掲げる防火対象物（同表(七)項イに掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するもの）に限る。以下この項において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項ロ及び(七)項イに掲げる防火対象物におけるスプリンクラー設備に係る技術上の基準については、新令第十二条の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>2 この政令の施行の際、現に存する新令別表第一(五)項イ、(六)項イ及びハ、(七)項イ並びに(八)項に掲げる防火対象物（同表(七)項イ及び(八)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(五)項イ又は(六)項イ若しくはハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するもの）に限る。以下この項において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(五)項イ、(六)項イ及</p>

びハ、(イ)項イ並びに(ロ)項に掲げる防火対象物における自動火災
報知設備に係る技術上の基準については、新令第二十一条第一項
第一号及び第九号の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日
までの間は、なお従前の例による。

びハ、(イ)項イ並びに(ロ)項に掲げる防火対象物における自動火災
報知設備に係る技術上の基準については、新令第二十一条
の規定にかかわらず、平成三十年三月三十
一日までの間は、なお従前の例による。

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（消防法施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第四条 第五条の規定による改正後の消防法施行令別表第一(六)項ハ(3)に掲げる幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園に限る。以下この項において同じ。）及び同表(七)項イに掲げる防火対象物（同表(六)項ハ(3)に掲げる幼保連携型認定こども園の用途に供される部分に限る。）における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報設備、避難器具、消防用水及び連結散水設備に係る技術上の基準については、同令第十一条第一項第二号及び第六号、第十二条第一項第四号、第十九条第一項、第二十条第一項第一号（同令第十一条第一項第二号及び第六号に係る部分に限る。）及び第二号並びに第三項、第二十一条の二第一項第四号、第二十二條第一項第三号、第二十三條第一項第二号、第二十四條第三項第四号、第二十五條第一項第一号、第二十七條第一項第一号並びに</p>	<p>附 則</p> <p>（消防法施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第四条 第五条の規定による改正後の消防法施行令別表第一(六)項ハ(3)に掲げる幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園に限る。以下この項において同じ。）及び同表(七)項イに掲げる防火対象物であつて 幼保連携型認定こども園の用途に供される部分が存するものにおける屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備</p> <p>、漏電火災警報器、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報設備及び避難器具 に係る技術上の基準については、同令第十一条、第十二条、第十九条及び第二十二條から第二十五條まで</p>

第二十八条の二第一項の規定にかかわらず、施行日から起算して三年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

の規定にかかわらず、施行日から起算して三年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

○総務省令第八十号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十二条第一項第一号及び第九号並びに第二項第一号、第三号の二及び第六号、第二十三条第一項ただし書及び第二項並びに別表第一(六)項の規定に基づき、消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月十六日

総務大臣 山本 早苗

消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令

（消防法施行規則の一部改正）

第一条 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

第五条中第八項を第十項とし、第三項から第七項までを二項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の二項を加える。

3 令別表第一(六)項イ(1)の総務省令で定める病院は、次のいずれにも該当する体制を有する病院とする。

一 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数が、病床数が二十六床以下のときは二、二十
六床を超えるときは二に十三床までを増すごとに一を加えた数を常時下回らない体制

二 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員（宿直勤務を行わせる者を除く。）の数が、病床
数が六十床以下のときは二、六十床を超えるときは二に六十床までを増すごとに二を加えた数を常時
下回らない体制

4 令別表第一(六)項イ(1)(i)の総務省令で定める診療科名は、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十
六号）第三条の二に規定する診療科名のうち、次に掲げるもの以外のものとする。

一 肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻い
んこう科、産科、婦人科

二 前号に掲げる診療科名と医療法施行令第三条の二第一項第一号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組
み合わせた名称

三 歯科

四 歯科と医療法施行令第三条の二第一項第二号ロ(1)及び(2)に定める事項とを組み合わせた名称

第六条第一項中「第五条第八項第二号」を「第五条第十項第二号」に、「第五条第八項第一号」を「第五条第十項第一号」に改める。

第十条中「第五条第八項第二号」を「第五条第十項第二号」に改める。

第十二条の二第一項第一号中「第十二条第一項第一号及び第九号」を「別表第一(六)項イ(1)及び(2)並びにロ、(七)項イ並びに(八)項」に、「又はその部分」を「(同表(七)項イ及び(八)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項イ(1)若しくは(2)又はロに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。次号において同じ。）」に、「延べ面積」を「基準面積(令第十二条第二項第三号の二に規定する床面積の合計をいう。以下この項、第十三条第三項、第十三条の五第一項及び第十三条の六第一項において同じ。）」に改め、同項第二号中「第十二条第一項第一号及び第九号」を「別表第一(六)項イ(1)及び(2)並びにロ、(七)項イ並びに(八)項」に改め、「又はその部分」を削り、「延べ面積」を「基準面積」に改め、同条第二項中「令第十二条第一項第一号に」を「令別表第一(六)項イ(1)及び(2)並びにロに」に改め、「(令第九条の規定により令別表第一(六)項ロとみなして同項の規定を適用するものを除く。）」を削り、同条第三項中「令第十二条第

一項第一号に掲げる防火対象物（令別表第一(其)項イに掲げる防火対象物」を「令別表第一(其)項イに掲げる防火対象物」に、「同号の規定を適用するものに限る。」を「同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分」に改める。

第十二条の三中「第十二第一項第一号ロ」を「第十二条第一項第一号ハ」に改める。

第十三条第三項第九号の二中「別表第一(六)項ロ」を「別表第一(六)項イ(1)及び(2)並びにロ」に、「同表(六)項ロ」を「同表(六)項イ(1)若しくは(2)又はロ」に、「延べ面積」を「基準面積」に改める。

第十三条の五第一項の表中「延べ面積」を「基準面積」に改め、同条第三項から第五項まで及び第七項第二号の表中「次条」を「第十三条の六」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（防火上有効な措置が講じられた構造を有する部分）

第十三条の五の二 令第十二条第二項第三号の二の総務省令で定める部分は、次のいずれにも該当する部分（当該部分の床面積の合計が当該部分が存する防火対象物の延べ面積に二分の一を乗じて得た値を超える場合にあつては、当該二分の一を乗じて得た値の面積に相当する部分に限る。）とする。

一 第十三条第三項第七号又は第八号に掲げる部分であること。

二 次のいずれかに該当する防火上の措置が講じられた部分であること。

イ 準耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、開口部に防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。

）を設けた部分

ロ 不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）で区画され、かつ、開口部に不燃材料で造られた戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものに限る。）を設けた部分であつて、当該部分に隣接する部分（第十三条第三項第六号に掲げる部分を除く。）の全てがスプリンクラー設備の有効範囲内に存するもの

三 床面積が千平方メートル以上の地階若しくは無窓階又は床面積が千五百平方メートル以上の四階以上十階以下の階に存する部分でないこと。

第十三条の六第一項中「水量は、」の下に「防火対象物の用途、構造若しくは規模又は」を加え、同項第一号中「前条」を「第十三条の五」に改め、同号の表中「第十号」を「第九号」に改め、同項第二号中「第十二条第二項第四号」を「第十二条第二項第三号の二」に、「について火災予防上支障があると認め

られる」を「を準不燃材料以外の材料でした」に改め、同号の表中「延べ面積」を「基準面積」に改め、同項第四号中「について火災予防上支障があると認められる」を「を準不燃材料以外の材料でした」に改め、同号の表中「延べ面積」を「基準面積」に改め、同条第二項中「次の各号に掲げる」の下に「防火対象物の用途、構造若しくは規模又は」を加え、同項第二号及び第四号中「について火災予防上支障があると認められる」を「を準不燃材料以外の材料でした」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 令第十二条第二項第六号の総務省令で定める特定施設水道連結型スプリンクラー設備は、加圧送水装置を設けなくても前項第二号又は第四号に規定する性能を有する特定施設水道連結型スプリンクラー設備とする。

第十四条第一項第十一号の二中「について火災予防上支障があると認められる」を「を準不燃材料以外の材料でした」に改める。

第二十五条第一項中「消防機関からの歩行距離が五百メートル以下である」を「次に掲げる防火対象物の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項に次の二号を加える。

一 令別表第一(六)項イ(1)及び(2)、(共)項イ、(共)項並びに(共)項に掲げる防火対象物(同表(共)項イ、(共)項及び(共)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項イ(1)又は(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)

二 前号に掲げる防火対象物以外の防火対象物 消防機関が存する建築物内
消防機関が存する建築物内
消防機関からの歩行距離が五百メートル以下である場所

第二十五条第三項第三号イ中「別表第一(六)項ロ」を「別表第一(六)項イ(1)から(3)まで及びロ」に改め、同項第四号中「別表第一(六)項ロ、(共)項イ、(共)項及び(共)項」を「別表第一(六)項イ(1)及び(2)並びにロ、(共)項イ、(共)項並びに(共)項」に、「同表(六)項ロ」を「同表(六)項イ(1)若しくは(2)又はロ」に改め、「存するものに限る」の下に「。次項において同じ」を加え、同条第四項第四号中「別表第一(六)項ロ、(共)項イ、(共)項及び(共)項」を「別表第一(六)項イ(1)及び(2)並びにロ、(共)項イ、(共)項並びに(共)項」に改め、「(同表(共)項イ、(共)項及び(共)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。以下同じ。)」を削る。

(特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一

部改正)

第二条 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十年総務省令第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ及びロ中「別表第一(五)項イ」を「別表第一(五)項イ、(六)項イ(1)から(3)まで」に、「別表第一(六)項イ及び(六)項ハ」を「別表第一(六)項ハ」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条の規定 公布の日

二 第一条中消防法施行規則第十二条の二第二項第一号中「延べ面積」を「基準面積（令第十二条第二項第三号の二に規定する床面積の合計をいう。以下この項、第十三条第三項、第十三条の五第一項及び第十三条の六第一項において同じ。）」に改める改正規定、同項第二号及び同令第十三条第三項第九号の

二中「延べ面積」を「基準面積」に改める改正規定、同令第十三条の五の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同令第十三条の六及び第十四条の改正規定並びに附則第二条第一項及び第三条

平成二十七年三月一日

(経過措置)

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際、現に存する消防法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第 号）による改正後の消防法施行令（次項において「新令」という。）別表第一(六)項ロ、(七)項イ及び(八)(ロ)項に掲げる防火対象物（同表(六)項イ及び(八)(ロ)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。以下この項において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項ロ、(七)項イ及び(八)(ロ)項に掲げる防火対象物における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び動力消防ポンプ設備に関する技術上の基準については、この省令による改正後の消防法施行規則（次項において「新規則」という。）第十二条の二第一項第一号の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際、現に存する新令別表第一(六)項イ(1)及び(2)、(七)項イ、(八)(ロ)項並びに(九)(ロ)項に掲げる

防火対象物（同表(六)項イ、(六)項及び(六)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項イ(1)又は(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。以下この項において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項イ(1)及び(2)、(六)項イ、(六)項並びに(六)項に掲げる防火対象物における消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準については、新規則第二十五条第一項、第三項及び第四項の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

第三条 附則第一条第二号に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（消防法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第四条 消防法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年総務省令第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令別表第一(六)項ロ、(六)項イ、(六)項及び(六)項に掲げる防火対象物」の下に「(同表(六)項イ、(六)項及び(六)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供され

る部分が存するものに限る。以下この項において同じ。ㄱ」を加える。

消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令案 新旧対照表

○ 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（防火対象物の用途の指定）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 令別表第一(六)項イ(1)の総務省令で定める病院は、次のいずれにも該当する体制を有する病院とする。</p> <p>一 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数が、病床数が二十六床以下のときは二、二十六床を超えるときは二に十三床までを増すごとに一を加えた数を常時下回らない体制</p> <p>二 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員（宿直勤務を行わせる者を除く。）の数が、病床数が六十床以下のときは二、六十床を超えるときは二に六十床までを増すごとに二を加えた数を常時下回らない体制</p> <p>4 令別表第一(六)項イ(1)(i)の総務省令で定める診療科名は、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二に規定する診療科名のうち、次に掲げるもの以外のものとする。</p>	<p>（防火対象物の用途の指定）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新規）</p> <p>（新規）</p>

- 一 肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科
- 二 前号に掲げる診療科名と医療法施行令第三条の二第一項第一号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせた名称
- 三 歯科

四 歯科と医療法施行令第三条の二第一項第二号ロ(1)及び(2)に定める事項とを組み合わせた名称

5310 (略)

(大型消火器以外の消火器具の設置)

第六条 令第十条第一項各号に掲げる防火対象物(第五条第十項第二号に掲げる車両を除く。以下この条から第八条までにおいて同じ。)又はその部分には、令別表第二において建築物その他の工作物の消火に適応するものとされる消火器具(大型消火器及び住宅用消火器を除く。以下大型消火器にあつてはこの条から第八条までに、住宅用消火器にあつてはこの条から第十条までにおいて同じ。)を、その能力単位の数値(消火器にあつては消火器の技術上の規格を定める省令(昭和三十九年自治省令第二十七号)第三条又は第四条に定める方法により測定した能力単位の数値、水バケツにあつては容量八リットル以上のもの三個を一単位として算定した消火能力を示す数値、水槽にあつては容量八リットル以上の消火専用バケツ三個以上を有する容量八十リットル以上のもの

338 (略)

(大型消火器以外の消火器具の設置)

第六条 令第十条第一項各号に掲げる防火対象物(第五条第八項第二号に掲げる車両を除く。以下この条から第八条までにおいて同じ。)又はその部分には、令別表第二において建築物その他の工作物の消火に適応するものとされる消火器具(大型消火器及び住宅用消火器を除く。以下大型消火器にあつてはこの条から第八条までに、住宅用消火器にあつてはこの条から第十条までにおいて同じ。)を、その能力単位の数値(消火器にあつては消火器の技術上の規格を定める省令(昭和三十九年自治省令第二十七号)第三条又は第四条に定める方法により測定した能力単位の数値、水バケツにあつては容量八リットル以上のもの三個を一単位として算定した消火能力を示す数値、水槽にあつては容量八リットル以上の消火専用バケツ三個以上を有する容量八十リットル以上のもの

の一個を一・五単位又は容量八リットル以上の消火専用バケツ六個以上を有する容量百九十リットル以上のもの一個を二・五単位として算定した消火能力を示す数値、乾燥砂にあつてはスコップを有する五十リットル以上のもの一塊を〇・五単位として算定した消火能力を示す数値、膨張ひる石又は膨張真珠岩にあつてはスコップを有する百六十リットル以上のもの一塊を一単位として算定した消火能力を示す数値をいう。以下同じ。)の合計数が、当該防火対象物又はその部分の延べ面積又は床面積を次の表に定める面積で除して得た数(第五条第十項第一号に掲げる舟にあつては、一)以上の数値となるように設けなければならない。

257 (略)

(車両に係る消火器具に関する基準)

第十条 第五条第十項第二号に掲げる車両に係る消火器具の設置及び維持に関する技術上の基準は、それぞれ鉄道営業法、軌道法若しくは道路運送車両法又はこれらに基づく命令の定めるところによる。

(スプリンクラー設備を設置することを要しない構造)

第十二条の二 令第十二条第一項第一号及び第九号の総務省令で定める構造は、次の各号に掲げる防火対象物又はその部分の区分に応じ、次の各号に定めるところにより、当該防火対象物又はその部分に設置される区画を有するものとする。

の一個を一・五単位又は容量八リットル以上の消火専用バケツ六個以上を有する容量百九十リットル以上のもの一個を二・五単位として算定した消火能力を示す数値、乾燥砂にあつてはスコップを有する五十リットル以上のもの一塊を〇・五単位として算定した消火能力を示す数値、膨張ひる石又は膨張真珠岩にあつてはスコップを有する百六十リットル以上のもの一塊を一単位として算定した消火能力を示す数値をいう。以下同じ。)の合計数が、当該防火対象物又はその部分の延べ面積又は床面積を次の表に定める面積で除して得た数(第五条第八項第一号に掲げる舟にあつては、一)以上の数値となるように設けなければならない。

257 (略)

(車両に係る消火器具に関する基準)

第十条 第五条第八項第二号に掲げる車両に係る消火器具の設置及び維持に関する技術上の基準は、それぞれ鉄道営業法、軌道法若しくは道路運送車両法又はこれらに基づく命令の定めるところによる。

(スプリンクラー設備を設置することを要しない構造)

第十二条の二 令第十二条第一項第一号及び第九号の総務省令で定める構造は、次の各号に掲げる防火対象物又はその部分の区分に応じ、次の各号に定めるところにより、当該防火対象物又はその部分に設置される区画を有するものとする。

一 令別表第一(六)項イ(1)及び(2)並びにロ、(イ)項イ並びに(イ)項に掲げる防火対象物（同表(イ)項イ及び(イ)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項イ(1)若しくは(2)又はロに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。次号において同じ。）で、基準面積（令第十二条第二項第三号の二に規定する床面積の合計をいう。以下この項、第十三条第三項、第十三条の五第一項及び第十三条の六第一項において同じ。）が千平方メートル未満のもの 次に定めるところにより設置される区画を有するものであること。

イゝホ （略）

二 令別表第一(六)項イ(1)及び(2)並びにロ、(イ)項イ並びに(イ)項に掲げる防火対象物 以上のもので、基準面積が千平方メートル以上のもので、次に定めるところにより設置される区画を有するものであること。

イゝホ （略）

2 前項の規定にかかわらず、令別表第一(六)項イ(1)及び(2)並びにロに掲げる防火対象物

のうち、入居者等

の利用に供する居室が避難階のみに存するもので、延べ面積が百平方メートル未満のもの（前項第一号に定めるところにより設置される区画を有するものを除く。）においては、令第十二条第一項第一号の総務省令で定める構造は、次の各号のいずれかに定め

一 令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分

で、延

べ面積

が千平方メートル未満のもの 次に定めるところにより設置される区画を有するものであること。

イゝホ （略）

二 令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が千平方メートル以上のもので、次に定めるところにより設置される区画を有するものであること。

イゝホ （略）

2 前項の規定にかかわらず、令第十二条第一項第一号に掲げる防火対象物（令第九条の規定により令別表第一(六)項ロと

みなして同項の規定を適用するものを除く。）のうち、入居者等

の利用に供する居室が避難階のみに存するもので、延べ面積が百平方メートル未満のもの（前項第一号に定めるところにより設置される区画を有するものを除く。）においては、令第十二条第一項第一号の総務省令で定める構造は、次の各号のいずれかに定め

るところによるものとする。

一〇二 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、令別表第一(イ)項イに掲げる防火対象物

及び(六)項ロに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存しないものに限る。)の部分で同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分のうち、延べ面積が二百七十五平方メートル未満のもの(第一項第一号に定めるところにより設置される区画を有するものを除く。以下この条において「特定住戸部分」という。)においては、令第十二条第一項第一号の総務省令で定める構造は次の各号に定める区画を有するものとする。

一〇七 (略)

(介助がなければ避難できない者)

第十二条の三 令第十二条第一項第一号ハの介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者は、乳児、幼児並びに令別表第一(六)項ロ(2)、(4)及び(5)に規定する施設に入所する者(同表(六)項ロ(5)に規定する施設に入所する者にあつては、同表(六)項ロ(5)に規定する避難が困難な障害者等に限る。)のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一〇六 (略)

(スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等)

第十三条 (略)

るところによるものとする。

一〇二 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、令第十二条第一項第一号に掲げる防火対象物(令別表第一(イ)項イに掲げる防火対象物(同表(五)項ロ

及び(六)項ロに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存しないものに限る。)の部分で同号の規定を適用するものに限る。)のうち、延べ面積が二百七十五平方メートル未満のもの(第一項第一号に定めるところにより設置される区画を有するものを除く。以下この条において「特定住戸部分」という。)においては、令第十二条第一項第一号の総務省令で定める構造は次の各号に定める区画を有するものとする。

一〇七 (略)

(介助がなければ避難できない者)

第十二条の三 令第十二条第一項第一号ロの介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者は、乳児、幼児並びに令別表第一(六)項ロ(2)、(4)及び(5)に規定する施設に入所する者(同表(六)項ロ(5)に規定する施設に入所する者にあつては、同表(六)項ロ(5)に規定する避難が困難な障害者等に限る。)のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一〇六 (略)

(スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等)

第十三条 (略)

2 (略)

3 令第十二条第二項第一号の総務省令で定める部分は、次の各号に掲げる部分以外の部分とする。

一〇九 (略)

九の二 令別表第一(六)項イ(1)及び(2)並びにロに掲げる防火対象物並びに同表(イ)項イ、(イ)項及び(イ)項に掲げる防火対象物のうち同表(六)項イ(1)若しくは(2)又はロの用途に供される部分(当該防火対象物又はその部分の基準面積が千平方メートル未満のものに限る。)の廊下(第六号に掲げるものを除く。)、収納設備(その床面積が二平方メートル未満であるものに限る。)、脱衣所その他これらに類する場所

十〇十二 (略)

(ラック式倉庫等に設けるスプリンクラーヘッド等)

第十三条の五 令第十二条第二項第二号ハの総務省令で定める種別のスプリンクラーヘッドのうち同条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分に設けるものは、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める種別のスプリンクラーヘッドとする。

防火対象物の部分	種別
基準面積が千平方メートル未満の防火対象物又はその部分の床面から天井までの	閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド

2 (略)

3 令第十二条第二項第一号の総務省令で定める部分は、次の各号に掲げる部分以外の部分とする。

一〇九 (略)

九の二 令別表第一(六)項ロ に掲げる防火対象物並びに同表(イ)項イ、(イ)項及び(イ)項に掲げる防火対象物のうち同表(六)項ロ の用途に供される部分(当該防火対象物又はその部分の延べ面積が千平方メートル未満のものに限る。)の廊下(第六号に掲げるものを除く。)、収納設備(その床面積が二平方メートル未満であるものに限る。)、脱衣所その他これらに類する場所

十〇十二 (略)

(ラック式倉庫等に設けるスプリンクラーヘッド等)

第十三条の五 令第十二条第二項第二号ハの総務省令で定める種別のスプリンクラーヘッドのうち同条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分に設けるものは、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める種別のスプリンクラーヘッドとする。

防火対象物の部分	種別
延べ面積が千平方メートル未満の防火対象物又はその部分の床面から天井までの	閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド

高さ が三メ ートル 未満の 部分	基準 面積が 千平方 メートル 以上の 防火対 象物又 はその 部分の 床面か ら天井 までの 高さ が三メ ートル 未満の 部分	閉鎖 型スプ リंकラ ーヘッ ド のうち 小区画 型ヘッ ド又は 標準 型ヘッ ド
基準 面積が 千平方 メートル 未満の 防火対 象物又 はその 部分の 床面か ら天井 までの 高さ が三メ ートル 以上十 メートル 以下の 部分	閉鎖 型スプ リंकラ ーヘッ ド のうち 小区画 型ヘッ ド又は 開放 型スプ リंकラ ーヘッ ド	閉鎖 型スプ リंकラ ーヘッ ド のうち 小区画 型ヘッ ド若し くは 標準 型ヘッ ド又は 開放 型ス プリ ンクラ ーヘッ ド
防火 対象物 又はそ の部分 の床面 から天 井まで の高さ が十メ ートル を超える 部分	放水 型ヘッ ド等	

2 (略)

3 令第十二条第二項第二号ハの総務省令で定める種別のスプリンクラーヘッドのうち同条第一項第五号に掲げる防火対象物（次項及び第五項、第十三条の六第一項及び第二項並びに第十四条第一項において「ラック式倉庫」という。）に設けるものは、閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッド（有効散水半径が二・三であつて、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定め

高さ が三メ ートル 未満の 部分	延べ 面積が 千平方 メートル 以上の 防火対 象物又 はその 部分の 床面か ら天井 までの 高さ が三メ ートル 未満の 部分	閉鎖 型スプ リंकラ ーヘッ ド のうち 小区画 型ヘッ ド又は 標準 型ヘッ ド
延べ 面積が 千平方 メートル 未満の 防火対 象物又 はその 部分の 床面か ら天井 までの 高さ が三メ ートル 以上十 メートル 以下の 部分	閉鎖 型スプ リंकラ ーヘッ ド のうち 小区画 型ヘッ ド又は 開放 型スプ リंकラ ーヘッ ド	閉鎖 型スプ リंकラ ーヘッ ド のうち 小区画 型ヘッ ド若し くは 標準 型ヘッ ド又は 開放 型ス プリ ンクラ ーヘッ ド
防火 対象物 又はそ の部分 の床面 から天 井まで の高さ が十メ ートル を超える 部分	放水 型ヘッ ド等	

2 (略)

3 令第十二条第二項第二号ハの総務省令で定める種別のスプリンクラーヘッドのうち同条第一項第五号に掲げる防火対象物（次項及び第五項、次条 第一項及び第二項並びに第十四条第一項において「ラック式倉庫」という。）に設けるものは、閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッド（有効散水半径が二・三であつて、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定め

る省令第三条第二項のヘッドの呼びが二十のものに限る。)とする。

4 前項に規定するラック式倉庫は、次項及び第十三条の六第一項第一号において、次の表の上欄に掲げる収納物等の種類に応じ、同表の下欄に定める等級に区分する。

5 第三項に規定する標準型ヘッドは、次に定めるところにより、設けなければならない。

一 スプリンクラーヘッドは、棚又はこれに類するもの(以下この項において「ラック等」という。)を設けた部分にあつては、次に定めるところにより設けること。

イ 口 (略)

ハ イ及び口の規定によるほか、消防庁長官が定めるところにより、ラック式倉庫の等級及び水平遮へい板(ラック等を設けた部分の内部を水平方向に遮へいする板をいう。以下この項及び第十三条の六第一項において同じ。)の設置状況に応じて、火災を有効に消火できるように設けること。

二 五 (略)

6 (略)

7 令第十二条第一項第六号の防火対象物には、前項に規定するスプリンクラーヘッドのうち、標準型ヘッドにあつては次に定めるところにより、放水型ヘッド等にあつては前条第三項の規定の例により、設けなければならない。

る省令第三条第二項のヘッドの呼びが二十のものに限る。)とする。

4 前項に規定するラック式倉庫は、次項及び次条 第一項第一号において、次の表の上欄に掲げる収納物等の種類に応じ、同表の下欄に定める等級に区分する。

5 第三項に規定する標準型ヘッドは、次に定めるところにより、設けなければならない。

一 スプリンクラーヘッドは、棚又はこれに類するもの(以下この項において「ラック等」という。)を設けた部分にあつては、次に定めるところにより設けること。

イ 口 (略)

ハ イ及び口の規定によるほか、消防庁長官が定めるところにより、ラック式倉庫の等級及び水平遮へい板(ラック等を設けた部分の内部を水平方向に遮へいする板をいう。以下この項及び次条 第一項において同じ。)の設置状況に応じて、火災を有効に消火できるように設けること。

二 五 (略)

6 (略)

7 令第十二条第一項第六号の防火対象物には、前項に規定するスプリンクラーヘッドのうち、標準型ヘッドにあつては次に定めるところにより、放水型ヘッド等にあつては前条第三項の規定の例により、設けなければならない。

- 一 (略)
- 二 スプリンクラーヘッドは、天井又は天井裏の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める距離となるように設けると。

防火対象物の部分	水平距離
厨房その他火気を使用する設備又は器具を設置する部分	一・七メートル（高感度型ヘッド（令第十二条第二項第二号イの表に規定する高感度型ヘッドをいう。以下この条及び第十三条の六において同じ。）にあつては、第十三条の二第三項の規定の例により算出した距離（同項中Xの値は、〇・七五とする。））以下
その他の部分	二・一メートル（高感度型ヘッドにあつては、第十三条の二第三項の規定の例により算出した距離（同項中Xの値は、〇・九とする。））以下

（防火上有効な措置が講じられた構造を有する部分）

第十三条の五の二 令第十二条第二項第三号の二の総務省令で定める部分は、次のいずれにも該当する部分（当該部分の床面積の合計が当該部分が存する防火対象物の延べ面積に二分の一を乗じて得た値を超える場合にあつては、当該二分の一を乗じて得た値の

- 一 (略)
- 二 スプリンクラーヘッドは、天井又は天井裏の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める距離となるように設けると。

防火対象物の部分	水平距離
厨房その他火気を使用する設備又は器具を設置する部分	一・七メートル（高感度型ヘッド（令第十二条第二項第二号イの表に規定する高感度型ヘッドをいう。以下この条及び次条）において同じ。）にあつては、第十三条の二第三項の規定の例により算出した距離（同項中Xの値は、〇・七五とする。））以下
その他の部分	二・一メートル（高感度型ヘッドにあつては、第十三条の二第三項の規定の例により算出した距離（同項中Xの値は、〇・九とする。））以下

（新規）

面積に相当する部分に限る。)とする。

一 第十三条第三項第七号又は第八号に掲げる部分であること。

二 次のいずれかに該当する防火上の措置が講じられた部分であること。

イ 準耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、開口部に防火戸

(随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。)を設けた部分

ロ 不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)で区画され、かつ、開口部に不燃材料で造られた戸(随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものに限る。)を設けた部分であつて、当該部分に隣接する部分

(第十三条第三項第六号に掲げる部分を除く。)の全てがスプリンクラー設備の有効範囲内に存するもの

三 床面積が千平方メートル以上の地階若しくは無窓階又は床面積が千五百平方メートル以上の四階以上十階以下の階に存する部分でないこと。

(スプリンクラー設備の水源の水量等)

第十三条の六 令第十二条第二項第四号の水量は、防火対象物の用途、構造若しくは規模又はスプリンクラーヘッドの種類に応じ、次に定めるところにより、算出するものとする。

一 閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッドを用いる場

(スプリンクラー設備の水源の水量等)

第十三条の六 令第十二条第二項第四号の水量は、スプリンクラーヘッドの種類に応じ、次に定めるところにより、算出するものとする。

一 閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッドを用いる場

合は、次の表の上欄に掲げる防火対象物の区分に応じ、スプリンクラーヘッドの設置個数が同表の下欄に定める個数（乾式又は予作動式の流水検知装置が設けられているスプリンクラー設備にあつては、当該下欄に定める個数に一・五を乗じて得た個数。以下この号において同じ。）以上であるときにあつては当該同表の下欄に定める個数、スプリンクラーヘッドの設置個数が同表の下欄に定める個数に満たないときにあつては当該設置個数に、それぞれ一・六立方メートル（ラック式倉庫のうち、等級がⅢ又はⅣのものであつて第十三条の第五項第四号の規定により水平遮へい板が設けられているものにあつては二・二八立方メートル、その他のものにあつては三・四二立方メートル）を乗じて得た量とすること。

防火対象物の区分		個数
令第十二条第一項第一号から第四号まで及び第九号から第十二号までに掲げる防火対象物	令別表第一(四)項に掲げる防火対象物及び同表(六)項に掲げる防火対象物のうち同表(四)項の用途に供される部分が存するもの（法第八条第一項に規定する百貨店であるものに限る。）	十五（高感度型ヘッドにあつては、十二）
その他	地階を除く階数が十以下の防火対象物	十（高感度型ヘッドにあつては、八

合は、次の表の上欄に掲げる防火対象物の区分に応じ、スプリンクラーヘッドの設置個数が同表の下欄に定める個数（乾式又は予作動式の流水検知装置が設けられているスプリンクラー設備にあつては、当該下欄に定める個数に一・五を乗じて得た個数。以下この号において同じ。）以上であるときにあつては当該同表の下欄に定める個数、スプリンクラーヘッドの設置個数が同表の下欄に定める個数に満たないときにあつては当該設置個数に、それぞれ一・六立方メートル（ラック式倉庫のうち、等級がⅢ又はⅣのものであつて前条第五項第四号の規定により水平遮へい板が設けられているものにあつては二・二八立方メートル、その他のものにあつては三・四二立方メートル）を乗じて得た量とすること。

防火対象物の区分		個数
令第十二条第一項第一号から第十号から第十二号までに掲げる防火対象物	令別表第一(四)項に掲げる防火対象物及び同表(六)項に掲げる防火対象物のうち同表(四)項の用途に供される部分が存するもの（法第八条第一項に規定する百貨店であるものに限る。）	十五（高感度型ヘッドにあつては、十二）
その他	地階を除く階数が十以下の防火対象物	十（高感度型ヘッドにあつては、八

リンクラーヘッドの設置個数が同表の下欄に定める個数以上であるときにあつては当該同表の個数、スプリンクラーヘッドの設置個数が同表の下欄に定める個数に満たないときにあつては当該設置個数に、それぞれ一立方メートルを乗じて得た量（令第十二条第二項第三号の二に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備（以下「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」という。）にあつては一・二立方メートル（壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを導不燃材料以外の材料でした）場合にあつては当該同表の個数又は当該設置個数に〇・六立方メートルを乗じて得た数（）とすること。

防火対象物の区分	個数
令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で <u>基準面積</u> が千平方メートル未満のもの	四
地階を除く階数が十以下の防火対象物（令第十二条第一項第一号に掲げる防火対象物で <u>基準面積</u> が千平方メートル未満のものを除く。）	八
地階を除く階数が十一以上の防火対象物	十二

三 (略)

リンクラーヘッドの設置個数が同表の下欄に定める個数以上であるときにあつては当該同表の個数、スプリンクラーヘッドの設置個数が同表の下欄に定める個数に満たないときにあつては当該設置個数に、それぞれ一立方メートルを乗じて得た量（令第十二条第二項第四号）に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備（以下「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」という。）にあつては一・二立方メートル（壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあつては当該同表の個数又は当該設置個数に〇・六立方メートルを乗じて得た数（）とすること。

防火対象物の区分	個数
令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で <u>延べ面積</u> が千平方メートル未満のもの	四
地階を除く階数が十以下の防火対象物（令第十二条第一項第一号に掲げる防火対象物で <u>延べ面積</u> が千平方メートル未満のものを除く。）	八
地階を除く階数が十一以上の防火対象物	十二

三 (略)

四 開放型スプリンクラーヘッドを用いる場合は、次の表の上欄に掲げる防火対象物の区分に応じ、同表の下欄に定める個数に、それぞれ一・六立方メートルを乗じて得た数（特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては一・二立方メートル（壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを準不燃材料以外の材料とした）の場合にあつては当該同表の個数又は当該設置個数に〇・六立方メートルを乗じて得た数）とすること。

防火対象物の区分	個数
令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で基準面積が千平方メートル未満のもの	四（スプリンクラーヘッドの設置個数が四に満たないときにあつては、当該設置個数）
令第十二条第一項第一号に掲げる防火対象物（基準面積が千平方メートル未満のものを除く。）のうち地階を除く階数が十以下のもの及び舞台部が十階以下の階に存する防火対象物	最大の放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数に一・六を乗じた数
舞台部が十一階以上の階に存する防火対象物	スプリンクラーヘッドの設置個数が最も多い階に

四 開放型スプリンクラーヘッドを用いる場合は、次の表の上欄に掲げる防火対象物の区分に応じ、同表の下欄に定める個数に、それぞれ一・六立方メートルを乗じて得た数（特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては一・二立方メートル（壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあつては当該同表の個数又は当該設置個数に〇・六立方メートルを乗じて得た数）とすること。

防火対象物の区分	個数
令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で延べ面積が千平方メートル未満のもの	四（スプリンクラーヘッドの設置個数が四に満たないときにあつては、当該設置個数）
令第十二条第一項第一号に掲げる防火対象物（延べ面積が千平方メートル未満のものを除く。）のうち地階を除く階数が十以下のもの及び舞台部が十階以下の階に存する防火対象物	最大の放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数に一・六を乗じた数
舞台部が十一階以上の階に存する防火対象物	スプリンクラーヘッドの設置個数が最も多い階に

おける当該設置個数

五 (略)

2 令第十二条第二項第五号の規定により、スプリンクラー設備の性能は、次の各号に掲げる防火対象物の用途、構造若しくは規模又はスプリンクラーヘッドの種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 (略)

二 閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド 前項第二号に定めるところにより算出した個数(特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、最大の放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数(当該個数が四以上の場合にあつては、四)の)のスプリンクラーヘッドを同時に使用した場合には、それぞれの先端において、放水圧力が〇・一メガパスカル(特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、〇・二メガパスカル(壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。))の仕上げを準不燃材料以外の材料とした場合にあつては、〇・〇五メガパスカル)以上で、かつ、放水量が五十リットル毎分(特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、十五リットル毎分(壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓

おける当該設置個数

五 (略)

2 令第十二条第二項第五号の規定により、スプリンクラー設備の性能は、次の各号に掲げる

一 (略)

スプリンクラーヘッドの種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

二 閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド 前項第二号に定めるところにより算出した個数(特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、最大の放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数(当該個数が四以上の場合にあつては、四)の)のスプリンクラーヘッドを同時に使用した場合には、それぞれの先端において、放水圧力が〇・一メガパスカル(特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、〇・二メガパスカル(壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。))の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあつては、〇・〇五メガパスカル)以上で、かつ、放水量が五十リットル毎分(特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、十五リットル毎分(壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓

台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを準不燃材料以外の材料でした 場合に於ては、三十リットル毎分)以上で有効に放水することができる性能

三 (略)

四 開放型スプリンクラーヘッド 最大の放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数(舞台部が防火対象物の十一階以上の階に存するときはスプリンクラーヘッドの設置個数が最も多い階における当該設置個数、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に於ては最大の放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数(当該個数が四以上の場合に於ては、四))を同時に使用した場合に、それぞれの先端において、放水圧力が○・一メガパスカル(特定施設水道連結型スプリンクラー設備に於ては、○・〇二メガパスカル(壁及び天井(天井のない場合に於ては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。))の仕上げを準不燃材料以外の材料でした 場合に於ては、○・〇五メガパスカル)以上で、かつ、放水量が八十リットル毎分(特定施設水道連結型スプリンクラー設備に於ては、十五リットル毎分(壁及び天井(天井のない場合に於ては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。))の仕上げを準不燃材料以外の材料でした 場合に於ては、三十リットル毎分)以上で有効に放水することが

台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合に於ては、三十リットル毎分)以上で有効に放水することができる性能

三 (略)

四 開放型スプリンクラーヘッド 最大の放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数(舞台部が防火対象物の十一階以上の階に存するときはスプリンクラーヘッドの設置個数が最も多い階における当該設置個数、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に於ては最大の放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数(当該個数が四以上の場合に於ては、四))を同時に使用した場合に、それぞれの先端において、放水圧力が○・一メガパスカル(特定施設水道連結型スプリンクラー設備に於ては、○・〇二メガパスカル(壁及び天井(天井のない場合に於ては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。))の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合に於ては、○・〇五メガパスカル)以上で、かつ、放水量が八十リットル毎分(特定施設水道連結型スプリンクラー設備に於ては、十五リットル毎分(壁及び天井(天井のない場合に於ては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。))の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合に於ては、三十リットル毎分)以上で有効に放水することが

できる性能

五 (略)

3 令第十二条第二項第六号の総務省令で定める特定施設水道連結型スプリンクラー設備は、加圧送水装置を設けなくても前項第二号又は第四号に規定する性能を有する特定施設水道連結型スプリンクラー設備とする。

4 (略)

(スプリンクラー設備に関する基準の細目)

第十四条 スプリンクラー設備（次項に定めるものを除く。）の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一 〇 十一 (略)

十一の二 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に設ける加圧送水装置は、第十二条第一項第七号イ（ロ）、ロ（ロ）及び（ハ）、ハ（ニ）から（ヘ）まで、ニ並びにトの規定の例によるほか、前号イからホまでの規定を準用する。この場合において、同号イ中「10m」とあるのは「2m（壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを準不燃材料以外の材料でした 場合にあつては、5m）」と、同号ロ中「0.1MPa」とあるのは「0.02MPa（壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げ

できる性能

五 (略)

(新規)

3 (略)

(スプリンクラー設備に関する基準の細目)

第十四条 スプリンクラー設備（次項に定めるものを除く。）の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一 〇 十一 (略)

十一の二 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に設ける加圧送水装置は、第十二条第一項第七号イ（ロ）、ロ（ロ）及び（ハ）、ハ（ニ）から（ヘ）まで、ニ並びにトの規定の例によるほか、前号イからホまでの規定を準用する。この場合において、同号イ中「10m」とあるのは「2m（壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあつては、5m）」と、同号ロ中「0.1MPa」とあるのは「0.02MPa（壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げ

げを準不燃材料以外の材料とした 場合にあっては

、0.05MPa」と、同号ハ（イ）中「閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド」とあるのは「特定施設水道連結型スプリンクラー設備に閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド」と、「六十リットル毎分」とあるのは「二十リットル毎分（壁及び天井（天井のない場合）にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを準不燃材料以外の材料とした

場合にあっては三十五リットル毎分」と、同ハ（ロ）

中「10m」とあるのは「2m（壁及び天井（天井のない場合）にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを準不燃材料以外の材料とした 場合にあっては、5m」と読み替えるものとする。

十二十三（略）

2（略）

（消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準）

第二十五条 令第二十三条第一項ただし書の総務省令で定める場所は、次に掲げる防火対象物の区分に応じ、当該各号に定める場所とする。

一 令別表第一(六)項イ(1)及び(2)、(六)項イ、(六)項並びに(六)項に掲げる防火対象物（同表(六)項イ、(六)項及び(六)項に掲げる防

げについて火災予防上支障があると認められる場合にあっては

、0.05MPa」と、同号ハ（イ）中「閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド」とあるのは「特定施設水道連結型スプリンクラー設備に閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド」と、「六十リットル毎分」とあるのは「二十リットル毎分（壁及び天井（天井のない場合）にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げについて火災予防上支障があると認め

られる場合にあっては三十五リットル毎分」と、同ハ（ロ）

中「10m」とあるのは「2m（壁及び天井（天井のない場合）にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあっては、5m」と読み替えるものとする。

十二十三（略）

2（略）

（消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準）

第二十五条 令第二十三条第一項ただし書の総務省令で定める場所は、消防機関からの歩行距離が五百メートル以下である 場所とする。

火対象物にあつては、同表(六)項イ(1)又は(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。) 消防機関が存する建築物内

二 前号に掲げる防火対象物以外の防火対象物 消防機関からの歩行距離が五百メートル以下である場所

2 (略)

3 火災通報装置の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一、二 (略)

三 電源は、次に定めるところにより設けること。

イ 電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること。ただし、令別表第一(六)項イ(1)から(3)まで及びロに掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル未満のものに設けられる火災通報装置の電源が、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとられている場合は、この限りでない。

ロ (略)

四 令別表第一(六)項イ(1)及び(2)並びにロ、(七)項イ、(八)項並びに

(九)項に掲げる防火対象物(同表(六)項イ、(七)項及び(八)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項イ(1)若しくは(2)又はロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。次項において同じ。)に設ける火災通報装置にあつては、自

2 (略)

3 火災通報装置の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一、二 (略)

三 電源は、次に定めるところにより設けること。

イ 電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること。ただし、令別表第一(六)項ロに掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル未満のものに設けられる火災通報装置の電源が、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとられている場合は、この限りでない。

ロ (略)

四 令別表第一(六)項ロ、(七)項イ、(八)項及び(九)項

に掲げる防火対象物(同表(六)項イ、(七)項及び(八)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。次項において同じ。)に設ける火災通報装置にあつては、自

動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動すること。ただし、自動火災報知設備の受信機及び火災通報装置が防災センター（常時人がいるものに限る。）に設置されるものにあつては、この限りではない。

4
(略)

四 令別表第一(六)項イ(1)及び(2)並びにロ、(共)項イ、(共)項並びに(共)項に掲げる防火対象物

に設

ける消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置を除く。）にあつては、前項第四号の規定の例によること。

動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動すること。ただし、自動火災報知設備の受信機及び火災通報装置が防災センター（常時人がいるものに限る。）に設置されるものにあつては、この限りではない。

4
(略)

四 令別表第一(六)項ロ、(共)項イ、(共)項及び(共)項

に掲げる防火対象物（同表(共)項イ、(共)項及び(共)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。以下同じ。）に設

ける消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置を除く。）にあつては、前項第四号の規定の例によること。

○ 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十年十二月二十六日総務省令第五百五十六号）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 特定小規模施設 次に掲げる防火対象物であつて、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第二十三条第四項第七号へに規定する特定一階段等防火対象物以外のものうち、延べ面積三百平方メートル未満のものをいう。</p> <p>イ 次に掲げる防火対象物</p> <p>(1) 令別表第一(二)項ニに掲げる防火対象物</p> <p>(2) 令別表第一(五)項イ、(六)項イ(1)から(3)まで及び(六)項ロに掲げる防火対象物</p> <p>(3) 令別表第一(六)項ハ に掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）</p> <p>ロ 令別表第一(六)項イに掲げる防火対象物のうち、次の防火対象物の用途に供される部分が存するもの。</p> <p>(1) 令別表第一(二)項ニに掲げる防火対象物</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 特定小規模施設 次に掲げる防火対象物であつて、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第二十三条第四項第七号へに規定する特定一階段等防火対象物以外のものうち、延べ面積三百平方メートル未満のものをいう。</p> <p>イ 次に掲げる防火対象物</p> <p>(1) 令別表第一(二)項ニに掲げる防火対象物</p> <p>(2) 令別表第一(五)項イ 及び(六)項ロに掲げる防火対象物</p> <p>(3) 令別表第一(六)項イ及び(六)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）</p> <p>ロ 令別表第一(六)項イに掲げる防火対象物のうち、次の防火対象物の用途に供される部分が存するもの。</p> <p>(1) 令別表第一(二)項ニに掲げる防火対象物</p>

(2) 令別表第一(五)項イ、(六)項イ(1)から(3)まで及び(六)項ロに掲げる防火対象物

(3) 令別表第一(六)項ハ に掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

二
(略)

(2) 令別表第一(五)項イ 及び(六)項ロに掲げる防火対象物

(3) 令別表第一(六)項イ及び(六)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

二
(略)

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第十三条の六第三項第六号の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この省令の施行の際、現に存する令別表第一(六)項ロ、(七)項イ、(八)項及び(九)項に掲げる防火対象物（同表(七)項イ、(八)項及び(九)項に掲げる防火対象物にあっては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。以下この項において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項ロ、(七)項イ、(八)項及び(九)項に掲げる防火対象物における消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準については、この省令による改正後の消防法施行規則の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第十三条の六第三項第六号の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この省令の施行の際、現に存する令別表第一(六)項ロ、(七)項イ、(八)項及び(九)項に掲げる防火対象物</p> <p>並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項ロ、(七)項イ、(八)項及び(九)項に掲げる防火対象物における消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準については、この省令による改正後の消防法施行規則の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p>

○消防庁告示第二十四号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二十五条第三項第一号の規定に基づき、火災通報装置の基準（平成八年消防庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月十六日

消防庁長官 坂本 森男

第二第一号中「操作すること」の下に「又は自動火災報知設備の感知器の作動と連動すること」を加え、同号の次に次の一号を加える。

一の二 特定火災通報装置 スピーカー及びマイクを用いて、送受話器を取り上げることなく通話ができる機能（以下「ハンズフリー通話機能」という。）を有する火災通報装置のうち、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）別表第一(六)項イ(1)から(3)まで及びロに掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル未満のものに設けるものをいう。

第二第五号を次のように改める。

五 連動起動機能 火災通報装置が自動火災報知設備の感知器の作動と連動することにより作動し、消防機関への通報を自動的に開始する機能をいう。

第三第一号中(二)を削り、(三)を(二)とし、同号の次に次の一号を加える。

一の二 手動起動装置が操作されたこと又は自動火災報知設備の感知器の作動と連動して作動したことを可視的又は可聴的に表示すること。

第三第四号の次に次の一号を加える。

四の二 連動起動機能により蓄積音声情報を送出している間に手動起動装置が操作された場合に、直ちに又は一区切りの蓄積音声情報が送出された後、次号(二)イ及び(三)イの蓄積音声情報を送出すること。

第三第五号(二)中「基本周波数が、概ね八百ヘルツの単音を三音連続したものを二回反復したものとす」を「次のイ又はロに掲げる場合に応じ、当該イ又はロに定めるところによる」に改め、同号(二)にイ及びロとして次のように加える。

イ 手動起動装置が操作されたことにより起動された場合 基本周波数が概ね八百ヘルツの単音を三音連続したものを二回反復したものとすること。

ロ 連動起動機能により起動された場合 基本周波数が四百四十ヘルツ以上の単音を二音連続したものの(第二音の周波数が第一音の周波数の概ね六分の五であるものに限る。)を二回反復したものと

すること。

第三第五号(三)中「火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とする」を「次のイ又はロに掲げる場合に応じ、当該イ又はロに定めるところによる」に改め、同号(三)にイ及びロとして次のように加える。

イ 手動起動装置が操作されたことにより起動された場合 火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とする。

ロ 連動起動機能により起動された場合 自動火災報知設備が作動した旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とする。

第三第六号(一)及び(二)中「スピーカ」を「スピーカー」に改め、同第八号中「通話機能等」を「火災通報装置(特定火災通報装置を除く。)の通話機能等」に改め、同号ただし書を削り、同第十五号中「スピーカ」を「スピーカー」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間は、第二第一号の次に一号を加える改正規定中「別表第一(六)項イ(1)から(3)まで及びロ」とあるのは「別表第一(六)項ロ」とする。

火災通報装置の基準の一部を改正する件について 新旧対照表
 ○ 火災通報装置の基準（平成八年二月十六日消防庁告示第一号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二 用語の定義</p> <p>この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 火災通報装置 火災が発生した場合において、手動起動装置を操作すること又は自動火災報知設備の感知器の作動と連動することにより、電話回線を使用して消防機関を呼び出し、蓄積音声情報により通報するとともに、通話を行うことができる装置をいう。</p> <p>一の二 特定火災通報装置 スピーカー及びマイクを用いて、送受話器を取り上げることなく通話ができる機能（以下「ハンズフリー通話機能」という。）を有する火災通報装置のうち、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）別表第一(六)項イ(1)から(3)まで及びロに掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル未満のものに設けるものをいう。</p> <p>二～四 (略)</p> <p>五 連動起動機能 火災通報装置が自動火災報知設備の感知器の作動と連動することにより作動し、消防機関への通報を自動的</p>	<p>第二 用語の定義</p> <p>この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 火災通報装置 火災が発生した場合において、手動起動装置を操作すること</p> <p>により、電話回線を使用して消防機関を呼び出し、蓄積音声情報により通報するとともに、通話を行うことができる装置をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>二～四 (略)</p> <p>五 ハンズフリー通話機能 スピーカー及びマイクを用いて、送受話器を取り上げることなく通話ができる機能をいう。</p>

に開始する機能をいう。

第三 火災通報装置の構造、性能等

火災通報装置の構造、性能等は、次に定めるところによる。

一 手動起動装置は、次によること。

(一) 手動で操作することにより作動し、消防機関への通報を自動的に開始すること。

(削除)

(二) 誤操作を防止するための措置が講じられていること。

一の二 手動起動装置が操作されたこと又は自動火災報知設備の感知器の作動と連動して作動したことを可視的又は可聴的に表示すること。

二〇四 (略)

四の二 連動起動機能により蓄積音声情報を送出している間に手動起動装置が操作された場合に、直ちに又は一区切りの蓄積音声情報が送出された後、次号(二)イ及び(三)イの蓄積音声情報を出すこと。

五 蓄積音声情報は、次によること。

(一) 通報信号音と音声情報により構成されるものであること。

(二) 通報信号音は、次のイ又はロに掲げる場合に応じ、当該イ又はロに定めるところによること。

イ 手動起動装置が操作されたことにより起動された場合

基本周波数が概ね八百ヘルツの単音を三音連続したものを

第三 火災通報装置の構造、性能等

火災通報装置の構造、性能等は、次に定めるところによる。

一 手動起動装置は、次によること。

(一) 手動で操作することにより作動し、消防機関への通報を自動的に開始すること。

(二) 作動したことを可視的又は可聴的に表示すること。

(三) 誤操作を防止するための措置が講じられていること。

(新設)

二〇四 (略)

(新設)

五 蓄積音声情報は、次によること。

(一) 通報信号音と音声情報により構成されるものであること。

(二) 通報信号音は、基本周波数が、概ね八百ヘルツの単音を三音連続したものを二回反復したものとすること。

(新設)

二回反復したものとすること。

ロ 連動起動機能により起動された場合 基本周波数が四百四十ヘルツ以上の単音を二音連続したもの（第二音の周波数が第一音の周波数の概ね六分の五であるものに限る。）を二回反復したものとすること。

（三）音声情報は、次のイ又はロに掲げる場合に応じ、当該イ又はロに定めるところによること。

イ 手動起動装置が操作されたことにより起動された場合 火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とすること。

ロ 連動起動機能により起動された場合 自動火災報知設備が作動した旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とすること。

（四）（六）（略）

六 蓄積音声情報等の送出の確認は、次によること。

（一）選択信号を電話回線に送出している間、その信号音をモニター用スピーカーで確認できること。

（二）蓄積音声情報を電話回線に送出している間、その音声等をモニター用スピーカーで確認できること。

七（略）

八 火災通報装置（特定火災通報装置を除く。）の通話機能等は

（三）音声情報は、火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とすること。

（新設）

（四）（六）（略）

六 蓄積音声情報等の送出の確認は、次によること。

（一）選択信号を電話回線に送出している間、その信号音をモニター用スピーカーで確認できること。

（二）蓄積音声情報を電話回線に送出している間、その音声等をモニター用スピーカーで確認できること。

七（略）

八 通話機能等は

、次によること。

(一) (三) (略)

八の二〇十四 (略)

十五 電話回線を捕捉することなく、選択信号の送出及び蓄積音声情報の内容をモニター用スピーカーで確認できる機能を有すること。

十六 (略)

、次によること。ただし、ハンズフリー通話機能を有する火災通報装置（消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）別表第一(六)項ロに掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル未満のものに設けるものに限る。以下「特定火災通報装置」という。）にあつては、この限りでない。

(一) (三) (略)

八の二〇十四 (略)

十五 電話回線を捕捉することなく、選択信号の送出及び蓄積音声情報の内容をモニター用スピーカで確認できる機能を有すること。

十六 (略)

○消防庁告示第二十五号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第七号ニの規定に基づき、加圧送水装置の基準（平成九年消防庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月十六日

消防庁長官 坂本 森男

第二第四号中「第十二条第二項第四号」を「第十二条第二項第三号の二」に改める。

第五第一号(六)中「特定水道連結型スプリンクラー設備」を「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」に改める。

附 則

この告示は、平成二十七年三月一日から施行する。

加圧送水装置の基準の一部を改正する件 新旧対照表
 ○ 加圧送水装置の基準（平成九年消防庁告示第八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二 用語の意義 (略)</p> <p>一 〇三 (略)</p> <p>四 ポンプ方式の加圧送水装置 回転する羽根車により与えられた運動エネルギーを利用して送水のための圧力を得る方式の加圧送水装置で、ポンプ及び電動機（特定施設水道連結型スプリンクラー設備（消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）））</p> <p>第十二条第二項第三号の二に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備をいう。以下同じ。）に用いるポンプ方式の加圧送水装置にあつては、電動機又は内燃機関）並びに制御盤、呼水装置、水温上昇防止用逃し配管、ポンプ性能試験装置、起動用水圧開閉装置、フート弁その他必要な機器（特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるポンプ方式の加圧送水装置にあつては、これらに加えて、補助水槽。以下「付属装置等」という。）で構成されるものをいう。</p> <p>五〇十一 (略)</p>	<p>第二 用語の意義 (略)</p> <p>一 〇三 (略)</p> <p>四 ポンプ方式の加圧送水装置 回転する羽根車により与えられた運動エネルギーを利用して送水のための圧力を得る方式の加圧送水装置で、ポンプ及び電動機（特定施設水道連結型スプリンクラー設備（消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）））</p> <p>第十二条第二項第四号に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備をいう。以下同じ。）に用いるポンプ方式の加圧送水装置にあつては、電動機又は内燃機関）並びに制御盤、呼水装置、水温上昇防止用逃し配管、ポンプ性能試験装置、起動用水圧開閉装置、フート弁その他必要な機器（特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるポンプ方式の加圧送水装置にあつては、これらに加えて、補助水槽。以下「付属装置等」という。）で構成されるものをいう。</p> <p>五〇十一 (略)</p>

第五 ポンプ方式の加圧送水装置

ポンプ方式の加圧送水装置は、次によるものとする。

一 ポンプの構造

ポンプの構造は、次に定めるところによること。

(一)～(五) (略)

(六) ポンプ本体の配管接続部に設けられる継手は、J I S (工業標準化法 (昭和二十四年法律第八十五号) 第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。) B 二二二〇 (鋼製管フランジ) 又は B 二二三九 (鑄鉄製管フランジ) に適合するもの (特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、J I S B 二二二〇 (鋼製管フランジ)、B 二二三九 (鑄鉄製管フランジ)、B 二三〇一 (ねじ込み式可鍛鑄鉄製管継手)、B 二三〇二 (ねじ込み式鋼管製管継手) 又は B 二三〇八 (ステンレス鋼製ねじ込み式継手) に適合するもの) であること。

(七)～(九) (略)

二～六 (略)

第五 ポンプ方式の加圧送水装置

ポンプ方式の加圧送水装置は、次によるものとする。

一 ポンプの構造

ポンプの構造は、次に定めるところによること。

(一)～(五) (略)

(六) ポンプ本体の配管接続部に設けられる継手は、J I S (工業標準化法 (昭和二十四年法律第八十五号) 第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。) B 二二二〇 (鋼製管フランジ) 又は B 二二三九 (鑄鉄製管フランジ) に適合するもの (特定水道連結型スプリンクラー設備にあつては、J I S B 二二二〇 (鋼製管フランジ)、B 二二三九 (鑄鉄製管フランジ)、B 二三〇一 (ねじ込み式可鍛鑄鉄製管継手)、B 二三〇二 (ねじ込み式鋼管製管継手) 又は B 二三〇八 (ステンレス鋼製ねじ込み式継手) に適合するもの) であること。

(七)～(九) (略)

二～六 (略)

○消防庁告示第二十六号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十三条の六第四項の規定に基づき、屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（平成二十五年消防庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月十六日

消防庁長官 坂本 森男

第一中「第十三条の六第三項第七号」を「第十三条の六第四項第七号」に改める。

第二第一号(五)中「第十三条の六第三項」を「第十三条の六第四項」に改める。

附 則

この告示は、平成二十七年三月一日から施行する。

○ 屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準の一部を改正する件 新旧対照表
 屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（平成二十五年消防庁告示第二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	改 正 前
<p>第一 趣旨</p> <p>この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）<u>第十一条の二第二号、第十二条第一項第一号の二、第十三条の六第四項第七号、第十八条第四項第三号の二、第二十二条第一号の二並びに第三十一条第四号の二及び第六号の規定に基づき、屋内消火栓設備の屋内消火栓及び放水に必要な器具、スプリンクラー設備の補助散水栓及び放水に必要な器具、泡消火設備の消防用ホース、屋外消火栓設備の放水器具並びに連結送水管の放水口及び放水器具の基準を定めるものとする。</u></p> <p>第二 用語の意義</p> <p>この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>(一)～(四) (略)</p> <p>(五) 規則第十三条の六第四項の規定に適合するもの</p> <p>二～七 (略)</p>	<p>第一 趣旨</p> <p>この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）<u>第十一条の二第二号、第十二条第一項第一号の二、第十三条の六第三項第七号、第十八条第四項第三号の二、第二十二条第一号の二並びに第三十一条第四号の二及び第六号の規定に基づき、屋内消火栓設備の屋内消火栓及び放水に必要な器具、スプリンクラー設備の補助散水栓及び放水に必要な器具、泡消火設備の消防用ホース、屋外消火栓設備の放水器具並びに連結送水管の放水口及び放水器具の基準を定めるものとする。</u></p> <p>第二 用語の意義</p> <p>この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>(一)～(四) (略)</p> <p>(五) 規則第十三条の六第三項の規定に適合するもの</p> <p>二～七 (略)</p>

